

8

7 6 5 4 3 2 1 0

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

JAPAN

10

9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

Tajima

5 4 3 2 1 0

2 1 m 3 4 5 6 7 8

N 00

島中馬県群

昭和八年六月

# 比例代表法ノ研究

各國二於ケル比例代表論ノ治革第一輯  
比例代表法ノ技術的考察 第二輯  
比例代表法ノ長所 第三輯

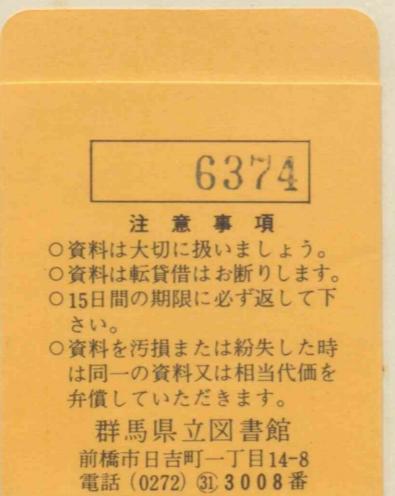
國政研究會



國政研究會

各國に於ける比例代表の沿革

比例代表の研究 第一輯



## 各國に於ける比例代表法の沿革

### 目 次

一、單記移讓式比例代表法の沿革	一
二、名簿式比例代表法の沿革	三
三、各國に於ける比例代表法実施の趨勢	五
不 英 國	五
只 佛 國	八
八、獨 逸	二 六
二、百 耳 義	三 一
大 瑞 西	三 七
ヘ 伊 太 利	四 五

### 各國に於ける比例代表法の沿革

比例代表主義は歐洲諸國に於て半世紀以上も論議せられ理論上に於ては學界に於て殆ど勝を占めて居たが、歐洲大戰前迄は地方的選舉を除いて、議會の一院又は兩院の選舉に之を實施して居た國は僅に丁抹（部分的）、白耳義、瑞典、勃爾牙利、塞爾比亞、葡萄牙及芬蘭等の小國に過ぎなかつたが大戰中に於て丁抹は其實施の範圍を擴張し、和蘭に於ても之を採用するに至つた、而て大戰後に行つては議會主義が世界を風靡すると共に形勢は一變して丁抹が更に其範圍を擴張したのみならず、獨逸、佛蘭西、伊太利の諸大國を始め其他奧太利、瑞西、希臘の諸國及チエコ・スロバキア、ユーゴー・スラビア、彼蘭、ダンチッヒ、エストニア等の新興國も亦相次いで之を実施するに至つたのである。

その主な理由の一として美濃部博士は次の如く述べて居る、

比例代表法は理論上は最も正義に適するものと認められて居ても、其實行の結果は比較的多數黨に不利益をもたらす事も難い所で、現在政界の勢力を占めて居る多數黨が、其の實行を喜ばないことは自然の結果であり、それが為に世界大戦と言ふやうな政治上の大變動の起るまでは多數黨の勢力によつて、其實行が阻止せられて居たりであつたが、世界大戦によつて、歐洲大陸の諸國は、強と何處でも、革新の氣運に瀰漫し、理論上正義として語られて居たことは躊躇なくこれを断行すると、ふ勢が盛となつた為に、各國相競つて此の制度を採用し、殊に新興諸國では憲法自身に於て此主義を明言するに至つたのであると思ふ。又森口博士は之等新興諸國に於て之を採用したとちふことは或る意味に於て此等の諸國が平和條約の所謂「少數民族の保護」に関する規定に基いて居ると見做すことが出来ると説いて居る。

### 一、單記移讓式比例代表法

單記移讓式比例代表法は一八五五年にデンマルクに於て當時大臣であつて、又同國の數學者アンドレーに依つて唱へられて、同年十月二日の法律を以て其一院制議會の議員選舉の一部に實施せられ、次て一八六年七月二十八日の憲法改正及一八六七年七月十二日の選舉法改正に依つて二院中の第一院の選舉に多數代表制に係りて採用するに至り、之と殆ど時を同じくして英國に於て公法學者のトーマス・ヘーアがこれを理論的に説いた、即ち、一八五七年に *The Machinery of Representation* を著して、次で一八五九年には *The Election of Representatives. Parliamentary and Municipal* と題する著書を出版して此方法に付て詳細に説明した。單記移讓式がヘーア式と稱へられる所以である。

ヘーアのこの著書は政界、學界に反響を與へて John Stuart Mill の如き

は熱心にこれを對して賛意を表して推奨し、ミルは一八六二年に「代議政体論」(Consideration on Representative Government)を著はすや、特にヘーアの為に一章を割いて稱讚した。又ミルは一八六七年に議會にこのヘーア式を基本とする選舉法改正案を提議したが、これは否決せられたが、其演説は出版された。

單記移讓式はデンマークの外一八九三年に Costa Rica に採用せられ次て一八九六年にタスマニアに、一九〇九年に南ア聯邦に何れも実施せられて一九一八年には英本国の議員選舉の大選舉區に採用せられた。此方法は主として英國並に其の植民地に於て実施せられて居るので英國式比例代表法と呼ばれて居る。

## 二 名簿式比例代表法

名簿式比例代表の萌生は一八四二年以來ヴィクトル・コンシデランによってなされた

比例選舉運動によるものである。其後一八六五年にはジュエブに Ernest Nauville 教授を首腦として「選舉法改正協會」が生れ、國民に選舉法改正の急務を説いて、比例代表法の実施に對する輿論を喚起した。此協會に於ても最初はヘーア式比例代表法を輸入せんとしたけれども、瑞西に於て從來実施されて来たのは一般に連記投票法であった為に、單記投票法を基礎とする、ヘーア式を実行するは困難であったので、連記投票法を基礎とする名簿式比例代表法を發明して、実行に移さんことを努めた、かくて運動は續けられて一八九〇年十二月五日の法律及一八九一年二月九日の條例に依つて先づ Texas 州に採用せられ、次て一八九四年十一月二十二日の法律に依つて Pennsylvania に又一八九二年には Maine に適用せられ、相次いで其他の州にも実施せられて、

一九一九年に至つて遂に採用するに至つた。

白耳義に於ては、Rand 大學教授 Victor J. Mandel が一八七八年迄一八八二年に單記名簿式比例代表に関する著書を公にして徹底的にシキを主唱し、一八九九年に至つて代議院及元老院の選舉に此制度を實施した。其他の大陸諸國も名簿式が採用したのであつて此名簿式は主として大陸諸國に行はれて居るので、單記移譲式を英國式と云ふに對して大陸式と呼んで居る。

### 三、各國に於ける比例代表法実施の趨勢

#### 1. 英 國

デーマークに於て、一八五五年當時の大藏大臣であり又第一流の収學者アンドレーに依つて單記移譲式比例代表法が發明せられて間もなく、英國に於ては、同國公法學者トマス・ヘーアに依つて此問題は最も理論的に説かれた。両者の方法は殆んど同様であるが、連絡はなく偶然にも殆ど時を同じうして説明せられたのである。

トマス・ヘーアは一八五七年に *Machinery of Representations* といふパンフレットを公にし、次いで一八五九年に至りて *The Election of Representatives, Parliamentary and Municipal* を發表して詳かに此方法を扱ひ、多數と少數との比例的に議員を選出しえる方法のあることを國民に示した。英國に於ては、當時多數に對して少數を合理的に保護するの必要が一般に論議せられて居たので、ヘーアの主張は直ちに識者の注意を保て、John Stuart Mill の如き熱心なる支持者も現はれた。ミルは一八六二年に著した「代

議政体論」の中で、此の方法を「最も信頼に足ると信する候、補者を選出し得る方法」であり、又「少數の教育委員又地方的有力者を代表せしむに非ずして投票者自身を代表し得る方法」であると推稱して、一八六七年にはこれを基礎とした選舉法改正案を議會に提出した。此の提議は可決には至らなかつたが、ミルの著書は廣く讀まれて各國の選舉法改正運動に重大なる影響を與へた。

英國に於ては、十八世紀の後半に於て、諸國の民主的思想の収進と相伴つて、議員は各選舉區に對て其住民の數に比例して公選せらるべきものであると主張する運動が生じ、議會に對して此の目的の下に選舉法改正の建議案等が提出せられたが實現を見なかつた。例へば一七八〇年には Chatham が唱へ、一七八六年には Walpole が其改正の動議を提出し、一七八九年に Fox が改正案を下院に提出した。かくも如くして此の運動は續けられて一八三二年に至つて佛國カ七月革命の刺戟を受けて遂に選舉法の大改正を行つて、從來の團體代表を捨て、個人代表主義を基礎とした、十五世紀以来殆ど手著作されなかつた下院の選舉法は改正せられて個人が選舉権の

主体となるとの思想が承認せらるゝと共に、選舉人中の少數者の地位が改めて問題とせられた。一八三二年一月、Praed は議會に於て多くの少數者の意見を議會に反映せしめる適當ある手段を講ずるの必要なることを力説し、有限投票法即ち制限聯記法の採用を提議し、更に Lord Grey に依つても提案せられた。John Russell は一八五二年と一八五四年此方法の提案があつたが議會の宗るところとなりなかつた。其他 James Gauth Marshall に依つて聚積投票法は提案せられたが、かくて十九世紀の中葉に至つて一般に少數選舉人の地位が問題とせられて居るときに、ヘーアの比例代表法に対する劃時代的の著書が現はれたのである。ミルの著書と相俟つて政界の注目を惹いたのは當然である。

ヘーア及ミルの主張は其著書を通じて漸次之に對する賛成者は増加して其勢力は擴大されて行つた。之等の支持者は其の合理性と實行の可能牲とを確信して熱心にその実現に努力した。一八七二年に Walter Morrison, Anderson Herbert, Henry Fawcett, Thomas Longfellow 等に依つて再び議會に提出せられたが通過に至らず。次で一八七六年、一七八九年に選舉法改正に関する重要な討議が行はれた際にも單記移讓式比例代表法が問題となつた。

一八八四年には「比例代表協會」(The Proportional Representation Society)が、John Lubbock 等の人に依つて創立せられて、此運動に一層拍車をかけられて、當時英國議會に於てはグラードストーン内閣の手に依つて第三次の選舉法改革が問題とせられて居た際であつたので議會に提出せられたが、政黨に於ては小選舉區制を採用するに一致して居たので其效果は甚しかつた。一九〇五年以來比例代表協會が再び其活動を始めて運動を續々進展し、一九〇六年、一九〇八年、一九一〇年には引續いて比例代表協會が模擬選舉を行つたが、その結果は國民一般に此の方法の有識を與へて、実行上幾多の不便あるを理由として反対した者も、此實施に依つて其主張を變ずる者も甚くなく又實行上生ずる種々なる不便なる點は改良が加へられた。一九〇八年には Lord Courtney に依つて上院に提出せられた *Municipal Representation Bill* の審議にあたつて上院委員會は單記移讓法の実行の可能性を確認し、一九一〇年にはカヴァンディッシュ卿を委員長とした選舉法審議委員會 (Royal Commission on Electoral system) に於て他の各種代表法と共に詳細に研究されて其報告 *Report of the Royal Commission on system of Election* に英國に於ては單記委譲法が採用せらるべきが提議せられた。

が採用せらるべき可能性を多く有する旨を述べて居る。

次で一九一六年より十七年に至る下院議長ラウザー (J. W. Louther) の主宰に依る下院議長協議會に於て (Speakers Conference) 於ても此問題は論議せられて、倫敦選擇投票法と共に其の他の都市に限つて單記委譲式比例代表法を採用すべきが提議せられた。

一九一八年の人民代表法 (The Representation of the People Act.) は之を基礎として成立したものであつて、二名或は二名以上の代議士を選出すべき大學選舉區 (University constituency) に於てのみ比例代表法の原則に依るところであつたのであると申譯的に比例代表が採用せられたが、此改正の際上院に於ては大選舉區以外に於ても採用すべきことを主張したが下院は之に賛意を表せず、結局折衷案が採用せられて下院議員約百名の選舉は之を比例代表に依るの案を協議すべき委員會を設置して、而して此の如き案は上下兩院の議決を経て實施せらるゝに至つたが、下院がこの問題に賛成せざる限り此の規定は空文に畢るのである。

## 口、佛國

八二

一八四八年二月二十六日、巴里市役所のバルコーンに於て演説せるラマーナン(Paraman)は普通選舉を實施する旨を約して、同年五月六日に共和國臨時政府は律令を以て公布して二十一才以上の佛國男子にして六ヶ月以上一定の住所を佛國の市町村内に有し私權を享する者は衆議員議員選舉権を有する旨を規定した。此の実現として起つた普通選舉の實現は其主張者すらも豫想しませんでした。意外とすることであった。蓋當時の當局者の意見は普通選舉の実施に依つて反動的革命の發生を防止せんとするにあつた。

政治教育の素養未だ充分ならざる佛國民は、かくて所謂普選時代に入つたのであつたが、決してそれは成功とは言へなかつた。寧ろ弊害百出の有様であつた。その矯正の意見に付ては區々であつたが、其の最も有力なるもの一つとして比例選舉主義採用が論議された。

比例代表ト付ては已にそれ以前より研鑽を重ねられた問題であつて、これに對しては賛否共に有力なる政治家、學者があつた。

佛國に於ける比例代表論者の先鋒は *le Tricelle et Victor Considerant* がその顯著なるもとで、前者は一八三九年に比例選舉を加味した選出方法を提案してゐる。後者は之れより稍おくれて一八四〇年代に當時巴里に於て發行せられて居た *Democratic Pacifique* 及び *la Phalange* に其意見を發表した。其後一八八三年に比例代表研究會が創立されたが、比例代表論の著しい進展も見なかつたが、九〇年代に入つては趨勢一變して學說の上許りでなく、且つ實際化せんとするの氣運を生ずるに至つた。

或に一八四八年から一八八九年に至る迄の選舉區の大小、單記又は聯記の變遷の跡を觀るに次の如くである。

一八四九年 三月十五日 發布命令

法律

全上

縣選舉區

聯記

一八五二年

一月十四日

憲法

郡(區)公会/小選舉區 署記

一八七〇年

五月二十一日

全上

全上

一八七〇一年

國防政府ハ國民議會議員選舉ニ際シ一八四九年法律ヲ攘活ス

一八七一年

國民議會議員補缺選舉ニ同上適用

一八七五年

十一月三十日

法律

郡(區)選舉區

單記

一八八五年

六月十六日

全上

縣選舉區

縣託

一八八九年

三月十三日

全上

郡(區)選舉區

單記

比例代表主義の選舉法改正が佛國下院に始めて現はれたのは、請願の形式に於てであつて、一八三九年セルヴィール等の提案であつた、之に次ぐ一八四九年一月十二月にはコンテランの提案あり、爾來第三共和時代に至つて漸く複雑となつて、一八七五年に Renoult、一八八〇年に Cantagrel、一八八五年に Richomme、一八九三年に Chassaigne、一八九六年に Demierre 等の提案を見、更に一九〇〇年以後に於ては一層續出せられ、即ち一九〇〇年 Chauvet、一九〇一年の初頭には Chassaigne が

金額を基礎として二萬票以上を得たる者を以て當選人とするの少數代表法の採用を提議し又同年の十二月には Vayolle 固定式商數代表法の採用を提議した、續いて一九〇二年には Renoullard に依つて名簿式比例代表調査委員會の設置に関する建議案が提出せられ、一九〇三年に至つて Louis Mill、J. Dauvast、Louis Martini 等に依つて、相次いで之に關する法律案が提出せられた。

一九〇三年六月八日 Charles Renaud 等の提案は從來の個人議員の提案と稍其趣を異にしたものであつて、此の案は一九〇一年に成立した比例代表同盟會 (Ligue pour la Representation proportionnelle) 所屬議員の提案に係るものであった。

かくして比例代表に對する論議は濃厚となつて、一九〇五年には遂に下院の普通選舉調査委員會 (Commission du suffrage universel) に於て主義として比例代表の採用が可決せられたので、委員長 Renaud は其の報告

を爲すと共に比例主義を採用した選舉法改正案を提出し、下院に於ては、一九〇六年七月二日選舉法改正問題を更に新委員會に付託して調査することを決議して、委員長を選定し、ジョンソンを其の委員長とした。

此調査に付ては一九〇七年三月二十二日詳細に報告せられ、同時にフランダニに依て比例代表の新法案が提出せられた、同案に對して更に調査を進めて漸く一九〇九年六月三十日初め下院の議事に付せらるゝに至つた、當時に於ける政界の比例代表に對する態度は、左黨は比例代表制に依つて其の優勢なる地位を喪失せんことを恐れて意見は區々として定まらず、或者は現行の小選舉區制の維持を欲し、又或者は一八七一年に於けりが如き大選舉區制單純聯記制を希望した、左党中にも比例代表に好意を表する者もあつたが、一九〇九年十月ナントに於ける社會主義的急進黨の大會の如きは全然選舉法改正に同意せざる旨を決議を爲した。

一九〇九年の議會に於ては首相ブリアンの反対もあつて、比例代表制は否決せらるが、比例論者は輿論の喚起に努め、一九一〇年の總選舉に於て選舉法改正は最も囂しく問題の一とす、同年十月初旬ルアンに開會の急進黨及社會主義的急進黨の聯合大會に於てボンネの報告せし所に依ると右の總選舉の結果は選舉法改正問題に關する投票者の意向を次の如く述べて居る、

#### 比例選舉賛成者

四、四二二、〇〇〇

#### 小數代表賛成者

一、九三八、〇〇〇

#### 選舉區改正論者

五二〇、〇〇〇

#### 現行法維持論者

三五〇、〇〇〇

#### 未

詳

ブリアン首相は、一九一〇年六月二十九日の總選舉後の新議會へ、同首相が曾て公言した「此の如き、重大問題に關ては政府自ら法案を提出すべし」との約に基づいて名簿式比例代表法を採用した選舉法改正法案を提

出した、其の内容は次の如くであつて、實に比例主義を參照した選舉法の政府案として提出された最初のものであつた。

### 一 ブリヤン政府の提出案

下院議員の任期を六年と十二年毎に全數の三分の一を改選す、人口七萬毎に議員一人を選出せしむるを標準とす、一縣を以て各一選舉區と為す。但し一縣の選出すべき議員數十五人以上又は四人以下の場合は此限にあらず、各選舉人は其屬する選舉區の選出議員數に相當する數を投票権を有す歟れども一候補者二票又は二票以上集積するを得ず。投票調査委員會は選出議員數を以て登録選舉人の數を除、選舉商數を定む。同會は一名簿に属する候補者の得票を加算し、其の總數を除すに其候補者數を以てし、以て各名簿の平均得票數を定む。此平均得票數が選舉商數に達する各名簿は、其平均數が商數を包含する程度に相當する議員數を選出するを得。議

席の分配此の如くにして終りたる後残席あらば、名簿の所屬の如何を問はずして残餘の候補者中の最多數の投票を得たる者を當選者とする

以上の如くであつて、大体に於て依然多數者に有利である制度を採用せが、單記制に代ふるに聯記制を以てし、相當に有力なる少數者に多少の代表者を選出し得るの機會を與へんとしたものであつた。

下院に於ける選舉法改正案に関する討議は一九二年五月二十九日に開始せられたが何等決定を見ず懸案の僅内閣の交迭となり、短命なカイヤウ内閣を経てボアンカレー内閣は佛國の政權を掌握するに至つた。

首相ボアンカレーは熱心なる比例代表論者であつて、曾て一九一〇年總選舉前に之に對する意見を公表して

多數萬能主義の選舉法は優勢にて政權を掌握する多數党が、自覺の利益を誤解して主張するに外ならず、此の如き選舉法は、代議

## 政治の偽造なり

と述べ、又同年七月の共和党聯合會に於ては、

小選舉區制にて已に其有する效力を消耗し變性、腐敗せる以上は共和党は何故に依然として選舉法改正に反抗すべきか、正義と真理是れ比例選舉の存在の理由なり

と比例主義を支持し、更に新内閣の政綱中にも選舉法改正の意志のある事を明かにして、共和党多數の援助の下に行ふことを歓する希望を宣言し、一九一二年一月二日首相及内相は下院の普通選舉調査委員會に出席して少數代表主義に賛成の意を述べた。

かくして、一月より六月迄下院に於て比例選舉は論議せられて、七月十日に至つて漸く三三九對一一七を以て可決せられて長日月間世人の注目を惹いた下院に於ける選舉法改正も一段落を告げた。

下院通過法案の内容は次の如くである

第一條 代議院議員は少數代表を認むる聯記制度を以て選出する

第二條 各縣を以て選舉區とする

第三條 各選舉區の選出すべき議員數は佛國之民籍を有する住民の數を基礎として之を定む。

各選舉區は佛國民人口七萬人及二萬以上の端數に對し一人の議員を選出す

各選舉區の選出すべき議員數は別表の定む所に依る

第四條 何人も一選舉區以上に於て候補者たることを得ず

第五條 候補者名簿は各選舉區に於て候補者の團結に依り立を作成す、候補者は一選舉區内に於て登録選舉人二百人の推薦に依り自ら署名して適法に候補者たるを承諾したる者たるべく候補者名簿の記載し得る候補者の數は審議選舉區の選出議員總數を超過することを得ず

單獨の候補者は一人を以て一候補者名簿を組織す

第六條乃至第二十九條 略

第二十九條 本法は次回の代議院議員選舉の時期より之を實施す  
元老院議員にして、代議院議員に當選したる時は元老院議員た  
るの資格は之を喪失す

各選舉區選出議員數に関する別表 略

議席の配當に付てはマタン紙上にヴァレンヌが簡明に説明して居る、

議員定員六人の一縣に三候補者名簿ありて左の得票を得たる場合を假  
定、

急進党	四二、三〇〇
社會黨	一六、大〇〇
右党（保守党）	一六、一〇〇 計 一〇五、〇〇〇

此當選標準數は右の總計を議員數の六を以て除したる一七、五〇〇とす

以上の場合に於ては各派の當選者は左の如く決定す

一、各名簿は左の當選標準數を包含する數の議員を當選者と為す、即ち

急進党 二人當選し、 残票 七、三〇。

社會黨 當選ナシ 残票 一六、大〇。

右 党 二人當選し、 残票 一六、〇〇。

合 計 四人當選、尚ほ議席二存す

二、平均數の比較に依て残る議席の分配を決定す、即ち

急進党にして更に議席一を得れば、前記の二を拿て三となり、

其得票平均數は 一四、一〇〇。

右党にして更に議席一を得れば、前記の二を拿て三となり、

其得票平均數は 一五、三六六

社會黨は未だ議席の配分なし、故に之に一席を與ふれば

平均數は 一六、六〇〇。

此三得票平均數を比較して其最多數まる社會黨に第六席を與へる、

三、第六席は前記(二)の平均得票數の比較に依り右院に帰す、

此に於て結局三人の選出議員中、急進党は二人、社會党は一人、右党は

三人を選出す、

改正案の下院通過後、上院有志議員はコンブ及クレマンソウの収意の下に會合してその採予べき態度方針を議し、次でクレマンソウ起草の次々如き宣言書を可決の上公表した。此宣言書は輿論を喚起し、反對の氣焰を盛んにして以て上院に於て否決し去らんとしたものであつて、極力比例代表を罵倒したものであつて有名なるものとなつたが、其大要は次の如くである。

我國の現行制度に對する仇敵（反動家及革命者）は選舉法改正の名の下に提携せり此の改正たらや普通選舉に對する襲撃に外ならず、反て現行制に不平を懷く者は相率おて之に雷同せり、政府は共和黨の多數と協同して選舉法改正を企つて之の公約を度外視して、政敵との提携を甘諾せり、此行動は之を

是認するに重大なる理由の存在を要す、而て此理由果して何處にかある、國論は決して此の如き行動を要求せざるなり、現行選舉法は佛國に於て立憲議會以來行は水來りたるのみらず、歐米諸大國が依りて以て自由を維持し且つ發達せし未來なる所なり、反動的保守派は常に多數民衆の勢力に反対せり、政治家の一小群は世界的實驗に對抗するに教授等の新案を以て、各地に運動を試み、公衆の冷淡なるに乘じて漸次に成功す、劣敗的地位に陥りたる諸政派は之に奔れり、少數者の代表は現に充分兩院に存在し、彼等の聯合は、能く政府を左丸するに至るの勢力を有するは、吾人が眼前に目撃する所なり、一選舉區に於てたゞひ一派少數者は其投票無効に歸すと雖も、他區に於ては其反對少數者亦同様なる運命に服し互に相殺的なり、吾人は從來此大體的正義を以て憤りせり、英國が數世紀以來自由政体を獲得したるも亦此範圍に於てせり、選舉人の數と被選舉人の數との間に於ける比例の不公平を批評し選舉法改正の提議するは、理論上不可なるものに非ずと雖も、多數選舉主義を排斥せんには、之に代るべき計

制度は其簡單明白なる點に於て亦等しく萬人の賛成を博すものたゞを要す、若く然らずんば平和を齎さんとするの具は却て變じて内乱を挑戦するの囂たるに至らん、元來少數者の權は是れ共和黨が始めて世界に宣言せし所なり、爰へ正當に少數者の權を選舉場裡に於て振振と得べき事あれば吾人は喜んで之を採用せんと歟す、やれと今國の法案の如き繁雜なる算數利用は却て依りて以て矯正せんとするの政弊を膨胀せしめんのみ、現行の不公平を排除せんと歎して一層驚愕すべき不公平の現出を見るに至らん、

黨派者相互の關係上混亂顛倒を末さん、首相の下院に於ける説明に依れば、此の改正の緊急的理由は代議士をして地方的勢力より脱却せしめんとするにあり、（代議士は其選舉民の歡心を買はんが為に地方的利益問題を提げて大臣に運動するは佛國近時的一大弊す）されど是畢竟佛國に於て中央集権強大にして、各種の問題は皆中央政府の掌中に集まふ故に、大臣に對する代議士の運動を招けずなり、故に弊根を政治せんには行政的改革を要す、而して

選舉法改正は此點に觸るゝ所也、政治家の品性の墮落は亦政弊に與りて力あり、而して選舉法改正は之を矯正するに無力なり、選舉人をして選舉法改正は萬能なりとの希望を懷かしめ、其實施の暁に至りて多數黨候補者の少數黨候補者より其得票は多くして而かも落選する者を生じ、之に對する抗議暴動を見るに至らん、而かも機は己に通し、少數党は害易に此既得権を拠棄する事なからず、共和制の敵は共和黨中の少數者と行動を一にして、已に多數選舉主義を顛覆せる以上は、政治上に於ける多數の權利は果して永續す（さか、人民の不平は終に慣習的擾乱を醸すに至らん、國家は終に專制と無政府の一を選擇する外なきに至らん、爰国民にして絶叫せば、何人も之を聽かざるを得ず、政治上に於て命令權を有するは只国民の聲あるのみ、吾人は此救濟事業に於て共和党を援助せんが為に、普通選舉擁護宣傳會を組織せり、吾人は共和党的諸團体に對して其吾人と交渉し歩調を一致して猛烈なる運動を全國に展開せんことを要するもすなり、而て此運動たゞ

や人民主権の根本的原則を維持し、以て革命派君主派僧侶派等をして、既往幾多の災禍を我が國に加へたるの後、終に眞に少數者たるの地位に復舊せしむるに至りん。

然て此宣言書は全國に配付せられ反対運動の誘起に努め、一方改正賛成者は之に反駁して各地に於て論議せられた。

其後一九二三年十一月五日同法案は正式に上院の議事に上つたが其多數は之に反対して審議は遅々として進まず、何等此問題の具体化を見ずして、一九一三年一月十七日比例選舉に熱心なるポアンカレー首相は大統領に當選して内閣を去つた。

後継内閣はブリアンに依って組織せられて、閣員も多くは前閣員の留任を見て、新内閣は前内閣の比例代表主義を継承したが上院は依然反対して、遂に三月十三日選舉法改正案は比例代表を排除して單に大選舉區聯託制とするの修正案を可決したりで、ブリアン首相は之を以て政府不信任と見て、其成立後僅

かに二ヶ月にして前内閣より継承せる比例主義選舉法案の犠牲として倒れた、要するに同法案はポアンカレー内閣の下に下院を通過して、其の實現は一般に期待せず所あつたがブリアン内閣はクレマンソウルの倒潰する所となり、之を継いだバルトー内閣は国防問題に其主力を注いて選舉法改正には好意を表せず、其後バルトーの後継者であるドゥメルグ内閣も同様であった、かかる狀態を維持したる儘世界戦争に臨んだりであつたが、大戦中は此の問題は、凡て闇扱ふれて一九一九年の春期に到つて漸く聯託及比例主義採用の改正案は下院に提出せられて立可決し、上院の修正を経て成立を見ることとなりてある、(一九一九年選舉法改正に付ては「比例代表の研究第四輯」参照)

獨逸に於て比例代表に對て一般的に關心を持つやうになつたのは十八世紀の末期であつて、それ以前に於ても一七八二年に *Heck* がヘーア式比例代表法を紹介したる外、*Von Thilo* 及 *Bentzschke* が一般的著書の中にも於てこの問題を説き、又社會黨機關雜誌 *Die Zukunft* 誌上で此方法の可否が論じられた位であつて、是等は何れも組織的に研究せられたものではなく、從つて實際上の問題とはまうなかつたが、一八九一年に至つて社會民主黨が其綱領中に比例選舉法を掲げたのみである。

次いで一八九三年に *Karl Bayern* が *Reform des Wahlrechts im Reich und in Preußen* を著して比例代表法を説き、一般の人々が漸く此問題に對して注意を拂ふやうになつた。

翌一八九四年に *Baden* 議會の下院に於て、此比例代表法は問題となつて投票對五ニ票の多數で之を可決したが、政府は全議員を此方法の下に選出するニヒは地方的利益を適當に採用せらるべる虞あるとの理由で反対し、小選舉區には多數代表法を適用し、大なる選舉區のみに比例代表法を採用するやう改定することを約したが實現に至らなかつた。

然るに十九世紀の末に至つて、瑞西、自耳義の比例選舉運動の影響受けて再び此問題は燃え上つて一八九八年に國家科學雜誌に *Ein Kanser* が比例代表法を説明、又同年 *Siegfried* も此問題に關して意見を發表して、其實現の機運は蒸き上げられた。

かくの如くして大戰前にその實行期に入り一九〇六年七月十六日に *Württemberg* は憲法及選舉法の改正に依つて初めて比例代表法を州會の選舉の一部に実施すと同時に一九〇六年六月二十八日の法律を以て市町村會及人口一萬以上の市の人委員會の選舉にこの制度を採用し *Darmstadt* も亦一九〇六年以來 *Notabeln* と稱する議員の選舉にこれを採用し、次で *Bayern* は一九〇八年七月二十八日の法律及八月十六日

の勅令を以て地方團体の選舉にこれを採用した外工業裁判所、商人裁判所の陪審官の選舉に付て比例代表法を採用せよもの多くなつた。

歐洲大戰後、多年比例代表制を其綱領として居た社會民主黨が政權を握り先づ憲法議會の選舉を比例代表法によつて行つた、即ち一九一八年獨逸革命の後組織せられた憲法制定獨逸國民會議（Verfassungsgesetzende Deutsche Nationalversammlung）は比例選舉の原則に従つて選舉せられたものであります國民會議が國會の選舉法に此制度を採用したことは當然の歸結である。

一九一八年八月十一日ライマールに於ける國民會議に於て議決された計獨逸の憲法は第二章國會第二十二條に於て次の如く規定した。

議員は普通平等直接及秘密選舉に依り比例選舉の原則に基き二十年以上之の男子及女子之を選舉す選舉の期日は日曜日又は公休日たることを要す

詳細は國の選舉法に依り定む

此の憲法の條章によつて規定せられた法律は一九二〇年四月二十七日の獨逸選舉法であつて更に同年五月一日其の施行令を發布した。

獨逸憲法は各州及地方團体の選舉にも比例選舉の原則を適用すべきことを規定して居るのである、即ち第十七條に

各州は自由主義の憲法を有せざるかうず、議會は普通平等直接及秘密選舉に依り比例選舉の原則に基き總ての獨逸國民たる男子及女子之を選舉する各州の政府は議會の信任を得ざるべからず

國會の選舉に関する原則は地方團体の選舉にも之を適用す但し各州の法律に依り一年を越える一定の期間引續き其の地域内に住居を有することを選舉権の要件となすことを得と規定した。

國會の選舉に當つて根本原則として比例選舉の制度に依ることは憲法に於て規定せられたが、採用すべき比例選舉法の種類については以前より政府に於

ても國民會議に於ても議論が歧れたが憲法委員會の特別委員會は一九一九年十二月二十四日に決議して原則としてバーデンの自傷式比例代表法を採用して、之に内務大臣の主唱する改良の點を加味するを以てした。

## 二、白耳義

白耳義に於ては一八六三年 Brussels 大學の學生討論會に於て比例代表法が論議され、一八六四年九月 Amsterdam で萬國社會科學研究大會が開かれたり、G. Robin Jaegremans に依つて此問題が報告され、此報告が動機となって比例代表を研究する者も生じたが、未だ一般に理解されなかつた。翌一八六六年三月三十日右邊に屬する一議員 Julius de Smaele は比例選舉の實行を議會に提議し、其の方法としてヘーア式を主唱し、左右黨議員双方を冷やかに迎へ、左黨の議員に至つては嘲笑に付て全然顧みなかつた、敗了ながら比例選舉主張者の運動は繼續されて、一八七一年一月二月七月八月には、

Revue de Belgique 誌上に G. Duchaine, Ch. Patain が比例代表に関する意見を發表し、同年五月自由黨所属の議員 Jettineau は議會に再び此問題を提案し、丁抹及英吉利の例を示して、これ全力説いた。

かくして日本でも識者の間に比例代表は理解せられて、一八七一年 Bruxelles の青年辯護士會は其委員選舉の方法としてヘーラ式比例代表法を採用し、一八七二年に Grand の自由黨員が之に倣つた。

一八七四年には Jules de Smedt が *de la représentation des minorités ou de la proportionnalité de l'élection* を著したが、この書に依つて比例代表法の研究は一層の進展を見、一八七六年、一八七八年に Jules de Maréchal, Eugène Lombotte の研究が發表せられ、一八七八年に有名なる法律家である Chent 大學の教授 Victor d'Hondt が初めて此の問題に關する électeur sur question Électorale, *la représentation proportionnelle des Partis* なる冊子を發表した。既に注目すべきは前に議會に於て de Smedt の提案に反対した Endore Pirmez が自ら議會に比例代表法の採用を提議したことである。

一八八一年五月四日 Bruxelles に於て de Smedt の同會の下に「自由主義」

「比例改正協會」(*l'Association réformiste belge*)が新に開設せられて、党派關係を超越して、正義と自由とを基礎として祖国の為に選舉法の改正をして比例選舉を行はずむことを申合せ、一面此の目的の貫徹のため比例選舉に関する思想の普及を圖り、比例代表法の研究、議會に対する運動をなすことを等を約し、de Smedt が會長とな、Pirmez, Berneert, d'Hondt, Nyssens, 等は其の委員となつた、協會からは此が普及宣傳の為に *la représentation proportionnelle* と稱する會報が發行せられた。

自由主義に於ける此協會の設立は比例代表制運動に對する劃期的のものであつて、其れ以來この運動は益々熱を加へ講演は到る處に催され又小冊子が相次ぎ發行せられた、就中一八八二年に發行せられた d'Hondt 教授の *Système pratique et raisonné de représentation proportionnelle* は最も著名なるものであつてこの著に於てドントは其方法に付一層精細に説明し、其當選商數の算出方法として知られて居るドント式公約商數法を詳かに説明したものである。

之等の運動の影響によつて比例代表主義者は次第に増加して、一八八二年には二回迄も議院に於ける委員会選舉に比例代表法を採用すと提案せられた。一八八五年にAmiensに於て「萬國比例代表法會議」(Conférence internationale pour la représentation proportionnelle)が開催せられた結果、比例代表法の賛成者は一層増加して白耳主義選舉法改正協會はその會員八百名中兩院議員を三十九名有するに至つた。こゝに於て同協會はドント式を基礎として之に改善を加へた了案を作成して一八八八年一月會員より之を議會に提出せられたところ、時に恰當此の協會の員の一人 Bernaert が首相の任にあつたので、首相はこの主義に賛成なる旨を言明し、手續の複雑なるに鑑み、提案を充分に研究したる上に採用すべきを主張した。かくて白耳主義に於て比例代表制実現の確實性は加へられたが、その採用には憲法の改正を要し、即ち憲法第四十八條に州の或る區分を一選舉区とする規定があり、比例代表法を採用し立を行ふ為には大選舉區を必要としたために憲法の改正を要し、其の為に一旦議會を解散して新

議員三分之二以上出席し、其の三分之二以上の同意を以て立を通過させねばならなかつた。遂に於て政府は一八九二年に議會を解散した。而て同年六月に總選舉を行つたが、その結果は政府に必要な多數の議員を得ること出来ず、比例選舉に付て反對黨との妥協點を見出し得ずして終つた。次て一八九四年には比例選舉法案が初めて政府案として議會に提案せられたけれども、此時も自由黨の一部とか特力党の大部の反対によつて否決せられ、一八九九年に至つて此制度は議會を通過して、同年十二月三十日の法律に依つて所調單記名簿式比例代表法は上下兩院の選舉に適用せらるに至つた。尤も地方團体の選舉に付ては既に一八九五年八月二十八日の法律に依つて実施せられたのである。

白耳義に於ける比例代表法實施の結果が好成績を齎したことは他の諸国にも影響を及ぼす。他の國に於ける比例選舉採用を促進したと謂ふ。其後白耳義に於て萬國比例代表法會議が開催せられた際、急進黨の首領ジョーダン・ローランドは演説して、

吾人は比例代表を十三年間實行して來た。吾人は新制度に依つて六回の總選舉を行つたが、結果は一政黨又は其一派と雖ニの改革に反對して居まいのである。比例代表の擴張は總ての政黨の綱領に記載せられて居る。反對党たゞ自由党及社會黨は比例代表を郡部に擴張すべきこと及都市の選舉に完全に適用すべきことを要求して居る。自由主義の比例代表制度は代表を一層完全、正當、比例的にする目的を除いては決して變化しまひでゐる。

と述べた

然るに、大正十五年二月五日附在白田特命金權大使安達峰一郎氏から時事外務大臣幣原男爵に送られた白田下院議員選舉法の報告に依ると、同法の計算方法が「複雜微妙に過ぐ」と述べ居る。即ち

「一般民衆が代議政治に冷感まんとする傾向に因り、尤は比例代表の計算方法が複雜微妙に過ぐるが為めに非ずやとの憂慮は各政黨の領袖間に共

とある。

通のものに之あり

瑞西における比例代表の種は *Priests Considerant* に依つて蔵された、一八四〇年頃のジエネーブは党争が激しく選舉界の腐敗も亦著しかつた、これに刺戟され水<sup>レ</sup>コンシデランは廓清する手段として一八四二年州議會の議員 *Hoffmann* を通じて比例選舉の方法を議會に提案したが、後に議員を失笑せられたに止まって何等效果すかなかつた、一八四六年十月七日に行はれた此州議會の改選に際して党争は一層悪化して遂に革命を惹起するに至つた、此の革命の主なる原因は選舉區の不正による選舉の結果の不公平にあつたので、コンシデランは比例選舉の必要を説き、從來の選舉制度の不公平を指摘して、議會に公開狀を送つた、この公開狀は一部の人々の注意を喚起して、一八六一年には *Antoine Monin* が *un nouveau système électoral* を著し、次いで翌年更に *de la représentation des minorités* を出版、同年七月には *Charles Bellamy* と共に歴正強制名簿主義の比例代表法を提案

したが、委員會に於て「適用が困難であり、民衆が明確に理解し得ない」との理由で否決せられた。

其後、従来の選舉方法を改正するの運動の必要が一般に認めらるるに至つて、其際この運動の指導者と活躍したのは Emile Nancier 教授であった。同教授は先づ *l'élection de Genève* を著してジエネーブの選舉法の不備を忌憚なく指摘すると共に同志を集めて「選舉法改正協会」(l'association réformiste) を組織した。此會は秘密投票主義の確立と、選舉の公正を期すために、比例選舉の實施を期政黨關係を全然超えて専ら選舉法改正の輿論を喚起する目的とするものであつて世界に於て比例選舉に関する協會の組織されたのはこれを以て嚆矢とする。其後、會員は増加して各党派を網羅して約八百人となり、會員はジエネーブの公民に限りずして、Zürich, Nenckthal, Basel 等の各州の人々にもに参加して、その重なる人々は Rücklin, Grenzach, Jean Barthoud, Hagenbach-Bischoff, Frey, Ristet 等である。この協會は瑞士各州に於て活動を續けて、その調査、研究は瑞士のみならず、他の諸國

をして比例代表法を採用せしに至つたことに對して少なからざる貢献をなしたのである。

爾來この協會に依て其の運動は繼續されて、一八九〇年に至り *l'Association* が瑞士の各州の先駆として比例代表制を実行した。即ち同州に於ては一八九〇年十二月五日の法律及之に基く一八九一年二月九日 *l'Association* に依て州議會及市町村會の選舉に比例選舉の原則を採用した。元來同州は比例代表には比較的冷淡であったが、其前年の州議會議員の改選の結果保守党は得票一二七八三を以て七十名の議員を選出し得たるに對して、自由党は一二、一大六票の得票ありたるにも拘らず僅かに三五名を選出し得たるに過ぎず、此不公平なる議席の分配に對して數年前より選舉法の改正を主張して来た自由党の不平は爆發した。

保守党は理想として比例選舉主義に賛成なるも、其方法は複雑であり、又選舉民が此の方法を充分に理解して居らずとの理由を以て其採用に反對し、保守党と自由党との確執、聯邦政府の調停其の他の曲折を経て遂に憲法第十一條として州議會の議員選舉は比例代表法に依る旨を明かにし、一八九二年三月比例代表法に依る最初の總選舉が行はれた。次いで同年十月の法律に依り *Nenckthal* も亦之を採用し、其翌年には比例代表思想の

發祥地であるジエネーブにも九月三日の法律に依つて採用せられた。續いて Mecklenburg は一八九四年十一月二十二日の法律に依つてこれを採用し、Graubünden は一八九二年七月二日議會を通過し同年八月七日國民總投票の同意を得たる憲法の改正に依つて州會の選舉に比例選舉を適用するに至り、Freiburg は一八九四年五月十四日の法律に依つて地方團体の選舉に適用し、Nordrhein では一八九四年五月八日の憲法改正及同年九月一日の法律に依り地方團体の吏員の選舉を除く其他の選舉に比例代表の原則を採用し、Solothurn は一八九五年五月十七日の法律に依り、Schaffhausen は一八九八年十月二十三日の國民投票に依り Basel-Stadt は一九〇五年二月二五日及二十六日の國民投票に依り、一九〇九年 Langenau、一九一一年には St. Gallen に、一九一七年には Zürich が相次いで比例選舉を採用して一九一九年に至って遂に同國聯邦自身も亦この制度を採用するに至った。

瑞西聯邦に於て其國民議會 (Nationalrat) の議員選舉に比例代表法を適用せんとする提案は一八七一年以來議會に對して為されて居たが一八九一年以來 Vaud を始め其他の州が比例選舉を実施して好成績を收めた為に、聯邦議會の選舉にも此方法を採用せん

とする論者が漸次増加して、一八九八年に勞働黨は人民發案権に依つて比例代表法を提案するに決して翌年六四、四七八名の賛成を得、一九〇〇年に之を提出した、此の提案は議會に於て否決され、立派をレフエンダムに付したが二四四、五七〇票對一六九、一八票で破れた、次で一九一〇年に再び立派をレフエンダムに付したが不幸にして此時も破れた、然るに一九一八年十月上レフエンダムに於ては一四九、三五票對二九九、五五〇票を以て其採用が可決せられ聯邦政府は此決定に基いて國民議會の議員選舉に適用する「比例選舉案」の作成に着手して、先づ其の法律案の委員會を組織して、原案の制定に従事しめた、この委員會に於て作成した基礎案の重要な點は左の如くであつて、これは「比例選舉論」の著者 K. P. J. の提案が基本となつたものであった。

一、投票の主義としては Tessin, Genève 等の各州に行はれて居るかねき車記投票法に依ること

二、選制投票制度は比例選舉の實行とは無關係なるを以て之を採用せざること

三、候補者の聯合 (Panachage) を許すこと、但し聚積投票は許さること

四、名簿の合同を許すこと

五、議席の分配はジエネーブ法の採用せる *Hagenbach-Bischoff 法* を基礎として行ふこと

四二

等であつて、此案は法律案として国民議會に提出せられて其の同意を得て一九一九年二月法律となつて、最も典型的と言はれた連証名簿式比例代表法は採用せられたのである。

叙上瑞西に於ける比例代表法の發達に付てジエネーブ新聞のホレス、シチエリード博士は、一九一三年十二月三日倫敦に開催せられた萬國比例代表法會議に於て演説して、わが二十二州中の九州は現今州會の選舉に比例代表を採用して居る、チエリッヒを加へて他の三州に於ては比例代表は方に採用せられんとし又は少くも論議せられて居る。更に瑞西内々最も重要な都市即ちチエリッヒ、バール、ジエネーブ、ベルン、イイハテル、アリブルグ及比較的重要でない多數の都市はその市會の選舉に比例代表を採用して居る、予は比例代表が到る處に於て全然満足な結果を生じ、投票者の數が數

増したことを確言することが出来る、吾人は比例代表が選舉に加はる選舉人の割合を増加することを常に歓見して居る。

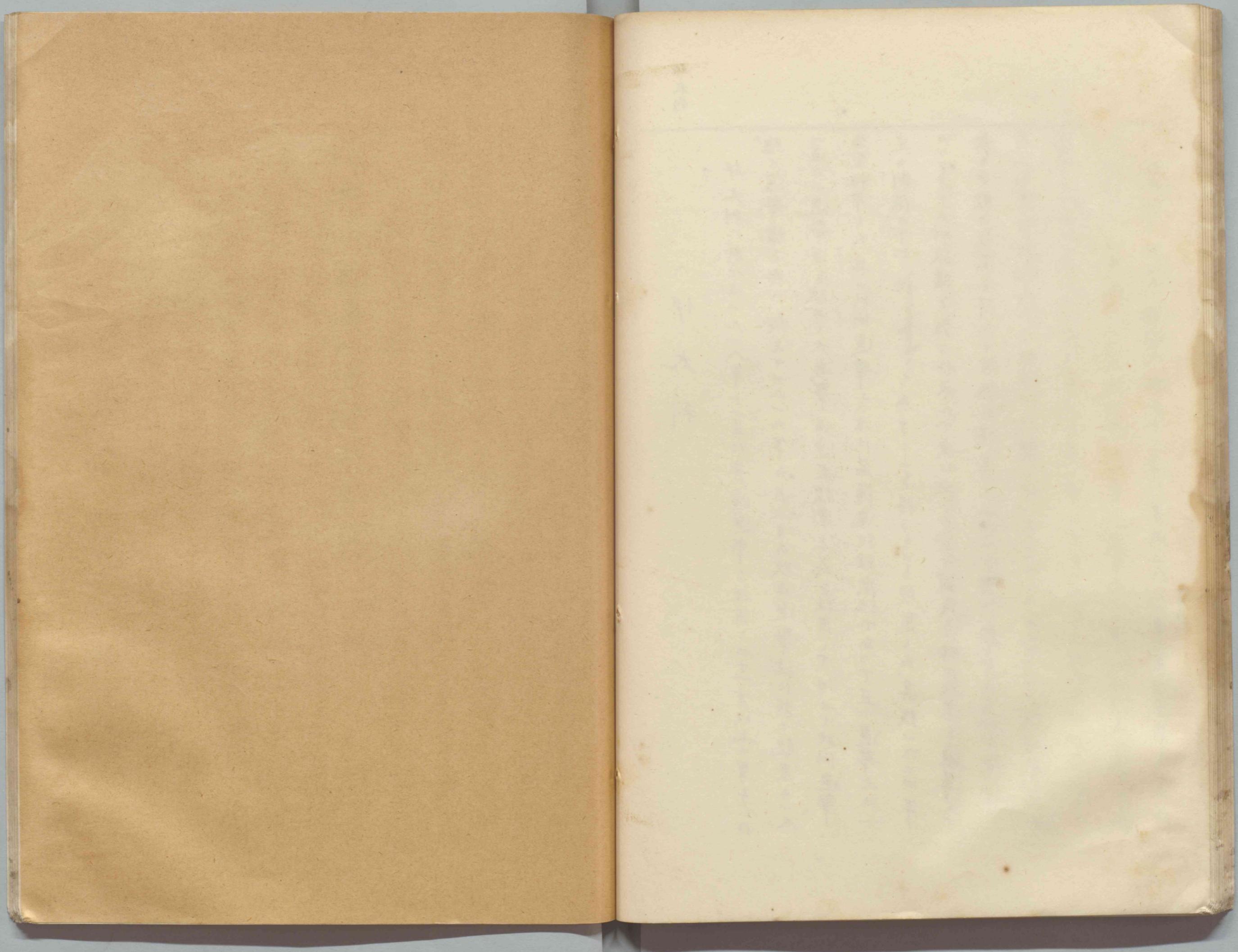
瑞西の比例代表論者はその主義を聯邦に迄擴張し、國會の選舉に比例代表を適用せんと試みたであらうと言ふことが容易に豫期せられた、瑞西の憲法は人民發議權と稱して議會が憲法の修正に反対する場合に於て、憲法の修正を直接に人民に提議する権利を公民に與へて居る、若此の修正が大多數の選舉人及州に依つて採用せられまならば、それは我憲法の一部となり、他の條項と同様の地位を占める事になり、我政府は之に服従しなければならぬ、瑞西の比例代表論者は此の権利を利用して、既に二回此の考を直接に人民に提議した、而して此考はやがて又人民に提議せられたあらう、一九一〇年此考は七萬五千の多數に依て拒否せられた、一九一〇年には再び拒否せられたけれども、それは五萬中唯二萬五千票に依てである、十州加之に反対したに對して十二州が之を採用した、州の選舉に比例代表を採用して居る州全部と都市の選舉に之を採用して居る都市全部とは、比

例代表を聯邦の選舉に擴張することに賛成した。此の事實は選舉上の正義を實行する人々は完全に比例代表に満足して居るといふこと、比例代表に対する反対する人は比例代表が如何なるものであるかよく知りなきか又は知らうと欲しない人々であると言ふことを証明して居る。故に吾人は一九一〇年の投票の結果に失望してはならぬのである。その後三年にして本年（一九一三年）吾人は又々比例代表の採用を發議したが、それは二三週間内に一二二萬人の署名を得た。吾人は今度こそは確に成功すると思ふのである。

と述べた。

### 六 伊 太 利

伊太利に於ては一九一八年十二月に普通選舉を採用し二十才以上の男子には總て選舉權を與へ、鐵えて一九一九年九月二日の改正選舉法に於て從來の一人一區の小選舉區を改めて大選舉區連名投票主義を採用して、併せて比例選舉法を採用した。其の比例選舉方法は名簿連記投票法であつて且つ選舉人は一定の制限の下に *machado* を為すことを得るものと規定した。其後一九二四年ムッソリーニが政權を握るに及んで更に之を更めて國民全体の投票を通算して最も多數の投票を得たる党派に議席三分の二を與へ、而して余餘の党派に其三分の一を比例的に分配する所謂アシスティーを中心とした選舉制度に改めた。



國政研究會

比例代表法の技術的考察

比例代表の研究 第二輯

昭和八年八月

# 比例代表法の技術的考察

目次

## 一 署記移譲式比例代表法

### 1. 選舉區の構成

口 投 票

## 八 営選商数又は當選標準数

### (一) ヘーア式當選商数

### (二) ドループ式當選商数

## 二 移譲の方法

### (一) ヘーア式

### (二) ヘーア・クラーク式

### (三) グレゴリー式

(四) ゴブ・ドツブス式

六、名簿式比例代表法

1. 議員候補者名簿

- a. 各候補の重複制度  
b. 名簿の合同

口. 投票の方法

甲. 強制名簿主義

- a. 厳正強制名簿主義  
b. 署純強制名簿主義

1. 署記署純強制名簿主義  
2. 連記署純強制名簿主義

乙. 自由名簿主義

一. Panachage

二. Wilde

丙. 聚積投票法

1. 制限聚積と無制限聚積  
口. 公の聚積と私の聚積

八. 候選の順位

一. 名簿主義

二. 得票数主義

二. 議席の配當

1. 投票計算の基礎  
名簿計算法

個別計算法

口. 議席の配當

甲. 移動式當選箇數法

四六五三二一一〇〇九八七

三二二一〇九九七七六五三

a. ヘーラ式算出法

b. ドント式算出法

c. ハーゲンバッハ・ビショフ式算出法

d. ルツペ・ペルツキ式算出法

五六  
五六

乙. 固定式當選商數法

六〇  
六二

三. 署記移讓式と名簿式との比較

五九

## 比例代表法の技術的考察

比例代表法の種類は既に學說として主張せられて居るもの、或は諸國の立法例を見ても多種多様であり又將來へ幾多の方策が考案せらるゝであらうが、要するに其の基柱は同一であつて、次の二点に歸着する。即ち、

一、投票数は通算して、一定数毎に一候補者を當選<sup>トナリ</sup>のであつて其當選に必要<sup>トナリ</sup>一定数を當選商數又は當選標準数（*Quota* 又は *Electoral Quotation*）と稱する。

二、投票の移讓（*Transfer*）

である。

比例代表法は多數代表法及少數代表法と異つて、各候補者の當選を決定する標準は最大多數——比較的不特定の多數でなく

一定数である。同一選舉区内に於ける投票と通算して一定数に達する毎に一候補者と當選せらるるのでありから、必然的に大選舉區であることが必要である。

次に或る候補者の得たる投票が當選商数を超過した場合に其過剰投票並に到底當選の見込なき候補者に投せられたる投票は或る他の候補者に移譲せらるて、それ等の候補者の當選に役立たるるものである。

右の基柱に従つて多くの種類が考案されたが、これを大別すると次の二種にむかう。

### 一 署記移譲式比例代表法 (Single transferable vote)

＝ 名簿式比例代表法 (List-system)  
とばらのであつて、更に之を分類して討究して見る。

一 署記移譲式比例代表法

署記移譲式は英國の Thomas Hare の主張せる方法であつて、一名ヘーア式と稱せらる。現に英國の大選舉區、米國の自治体、愛蘭自由國・豪洲・南ア聯邦・エジーランド・カナダ・印度等に於て実施せられて居る方法である。

#### 1. 選舉區の構成

トマス・ヘーアが最初に提案したのは全國を一選舉區として選舉を行ふと言ふのである。それは選舉人の鮮少の小國又は地方的のものは格別、今日の如く普通選舉も実施せらる。有権者の總数は巨數に達するの状態にて、全國を單一なる一選舉區として選舉を行ふとすれば、開票手續や開票時間の關係、其他選舉の技術上、實際上に種々の困難が伴ひ到底其実現は不可能である。ヘーアの比例代表法を推奨した John Stuart Mill の如きは、其手續は郵便局に於ける手紙の分配以上に複雑でないと

## 口投票

述べて居るが、ヘーア、ミルヌ後に於ける此方法の賛成者も選舉區制度を肯定して、少くとも三人より十人内外の議員を定員とする選舉區を基として之を実行すべきものとして居り、實際今日実行して居る國も、何れも右の選舉區を基礎として居る。

**單記移讓式**に於ける投票方法は既に候補者名の印刷せられて居る投票用紙に選舉人が自己の好む順位に従て 1、2、3、4、5 等の数字を以て選擇の順位を附するものである。之をタスマニアに於ける一九一ニ年の總選舉の際に Chilman と言ふ選舉區に於て行はれた実例に就て示せば次の如くであつて、定員六名に對して候補者は十名であつて、其氏名は投票用紙にはアルファベット順に印刷せられた。

順位	候補者名
	Best
	Cameron
	Curwen
	Field
	Hays
	Lee
	Lyons
	Mulcahy
	O'Keefe
	Shackcloth

選舉人は自己が第一位に當選せしめんと欲する議員候補者に對して「順位欄」に 1 と記し、第二位に當選せしめんと欲する議員候補者に對して 2 と記し、以下之に順ずるものであるが、必ずしも議員定数と同数の候補者に順位を記入する必要はないのであつて唯一の候補者のみの當選を欲するときは其候補者だけに對して 1 の記號を付し得るのである。但し選舉人は各自唯一票を有するのみであつて、若一人以上候補者に對して 1 の記號を付した場合、1 の記號のかきしの其他の記入をすれば投票は無効とせらる

故に選舉人とは要するに投票所に於て右の如き投票用紙の交付を受け  
その用紙に自己の當選せしめんとする順序に従つて其順位欄に 1. 2. 3. の記號  
を付すれば宜いので其手續は極めて簡單である。併て此の手續によつて各  
議員候補者の當選順位が決定し、當選商數を超過した候補者の  
剩余投票は指定せられた順位に従つて移譲せらる、所謂比例代表の目  
的は達成されるのである。

#### 八、當選商數又は當選標準數

當選商數とは或議員候補者の當選を確実に得らるゝ為に絶對に  
必要なる投票の數である。

##### (一) ヘーア式當選商數 (*Hare quota*)

ヘーア式に依れば（アンドレ式も同様であるが）當選商數は議員定  
數を以て有效投票の總數を除して得たる商であつて、即ち當選商數

を  $Q$ 、議員定數を  $M$ 、投票總數を  $V$  とすれば  $\frac{V}{M}$  である。この  
當選率をヘーア式 (*Hare quota*) 又はアンドレ式 (*Andree quota*)  
若くは單純當選率と云ふ。

この當選商數の決定方法は簡單ではあるが、必要以上にその数が大き過ぎ、  
又其結果不合理なものたら一層がある。即ち此方法に依れば有效投票  
總數の議員定數  $M$  の 1 を得かけば當選者となり得ない。即ち一人區  
に於ては全員一致を以てでなければ當選しないこと、かるのであって、此方法  
による結果は所謂投票の移譲が充分に行はれないこととなり、比例代表法  
の趣意に副ひ難い結果となる。

##### (二) ドループ式當選商數 (*Droop quota*)

右の不合理なる結果を生ずるのは、要するに當選商數が餘りに大き過ぎる  
からである、此缺点を除くには當選商數をより小さなものとすることが必要であ  
つて、その改正は一八八一年四月英人 R. Droop に依つて考案せらる、統

計協會に於て發表せられて、此の公式は「選舉すべき議員數に1を加へたる數を以て有效投票の總數を除しよりて得たる商に1を加へたる數」（分數を除外す）を以て當選席と計算することを主張した。

假に議員一名を選出する選舉區に於て、多數によつて當選者を決定するにせば、其當選に必要にして且充分からぬ投票總數の半数より一票だけ多ければいいのである。即ちの $\frac{1}{2} + 1$ である。二名を選出する選舉區に於ての $\frac{1}{2} + 1$ である。

ドループは此公式を説明して、「選舉競争が甲、乙二黨の間に行はれ、甲黨は三六〇票、乙黨は三四〇票の得票がありヒーで、両黨は總數七個の議席に對して大々四人の候補者を立てた。アンドレーの主張する當選点は $\frac{360+340}{7} = \frac{700}{7} = 100$ 、即ち一〇〇票であるが、此の方法によると當選商數は $\frac{700}{7+1} = \frac{700}{8} = 88$ 即ハ八票となる。その結果、若し甲黨の三六〇票の選舉人が其の第一順位投票を先づ三人の候補者に對して

モルく一一〇票、一〇〇票、一〇〇票與へたヒしたならば、第四番目の候補者は取得すべき第一順位得票は四六票いかない。而かも彼が剩餘投票の移譲によつて取得一得べき投票は僅に一四票であるから彼の得票は六〇票以上になり得ない。然るに一方乙黨の三四〇票の選舉人は自黨の四人の候補者に對しモルく六〇票を超ゆる數の第一順位投票を附與するやう協定したヒするヒ——勿論それは決して困難のことではない。三四〇人の選舉人は四人の候補者に對し平均八五票の投票を附與し得たから——結果局B黨の方から四人の當選人を出すこと、かる。之に反し若し此場合に於て自分の計算法による當選商數を用あればA黨の第四番目の候補者は結局九六票の投票を取得すること、かるから——當初の投票の分配が如何やうにありにせよ $(360-1-88\times6) = 360-1-52 = 100$ の計算となる——此の如く三四〇票の党派が三六〇票の党派よりも却てより多くの當選人を出す云ふが如き不合理は生じない。從つて自分の主張する

當選点を用ひれば、投票の分配の巧拙により選舉の結果に不合理を生むと言ふことはない。アンドレー式を用ひれば上述の如き批難がある。而して斯くの如き批難こそ單記移讓式選舉法が最も排除せんと欲するものである。ドループ式當選商數はヘーア式に勝らるものであつて、此商數を基礎とするハーヘー式に於けるが如き疑点は大体避けられたが出來り。このドループ式當選商數は現に英國の大選舉區、アイルランド、豪洲其他單記移讓式比例代表法を採用する國々に行はれて居る。

二、移讓の方法

移讓の  
方法  
ヘーア式

(一) ヘーア式

既に述べた如く當選商數を超過した餘剩投票は到底當選の可能性なき低位候補者の得票けいを指定せらるゝ他候補者に移讓して他の候補者の當選に役立たぬのであるが、その移讓せらるゝ候補者の當選と如何によづかは難問である。現在單記移讓式比例代表法を採

用せらるて居る諸國の方法は、ヘーアの最初の提案とは異つて來てゐる。ヘーアの最初の方法に依れば、第一候補者の得票数が當選商數に達したときは、其候補者は當選となり、其剩餘投票は次順位者に移讓し、ニの候補者も亦當選商數に達したならば、更に第三順位者に移讓せらる。それ以下の候補者にも同様である。

かくして尚且議員定数に達する當選者を得られかいく時は、次に到底當選の望まき候補者の得票を最少數の投票を得たる候補者の投票から順次前述の如き手續をすうるのである。今簡単な例を以て之を説明すれば、議員定数三名、投票總数四〇〇〇〇とし、甲乙丙各々三名立候補を以て次の得票を得たりとす。

甲 党

一八〇一

乙 党

D 八二〇

B

A

二五〇

E 五〇〇

C

三〇〇

E

一一二

然て便宜上ドループ式による其當選商数は  $\frac{4.000}{3+1} + 1 = 1.001$  となり  
Aは當選と尙へ〇〇の剩餘投票を有する。之も第二順位候補者に分  
配せられて次の如くなつたとする。

## 甲 党

	最初の得票	移譲に依る得票	計
B	350	648	= 998
C	300	132	= 432
D	820		= 820
E	500		= 500
F	229	20	= 249

## 乙 党

右の結果未だ何人の當選商数 100 に達しない。そこで最低得票者下  
の得票を副記に従つて更分して次の結果を得たとする。

## 甲 党

## 既得の票数

## Fより移譲せられた票数

計

B	998	20	= 1018	當選
C	432		= 432	

## 乙 党

D	820	200	= 1020	當選
E	500	29	= 529	

右に述べて B、D の二名は當選商数に達して當選となり、甲党から A、B の二  
名が選出せらる。二党から D 一名が當選となりのである。之は單記移譲式の初  
期に於てヘーア式に基いて主張せられた方法であつて、一八八四年乃至五年に  
亘つて英國に於て選舉法改正運動の行はれた當時に比例代表主張者の提  
一

識った所も此の方法であった。

然るに二ルによると前述の如く、第一順位者の當選に必要ぱう數の投票を引きたり、残リの投票を次の順位者に移轉したりのであるが、第一順位者の何ルの投票から計算し、何ルの投票を移譲するかによって、即ち移譲の順序を異にするに従つて當選者も全く異々の結果が生ずるのである。又は次順位者以下の内容が同一であらざる限り此の如き結果とがものけ當然であつて、所謂偶然の支配によつて致順位者の當選が決定されることはなく、理論上に極めて不合理であると言ひ得る。茲に簡單に該例を以つて説明すると、當選商数を五〇とし、甲乙の順序による投票九〇、甲丙の順序に記せらるべ〇票あつたと十ルば、先づ甲乙の順序による投票が計算せらるたと十ルば、甲は五〇票に依つて當選となり、次に乙は第二順位者として四〇票を得り、而して丙は甲丙の順位を有する投票の全部を移譲せられて、第二順位の投票に依つて當選する。又反対に甲丙の順序に依る投票のかく計算せらるたと十ルば

甲乙が當選し丙は二〇票を得るに過ぎない。何ルの投票を先に計算するか、何ルの投票と移譲するかによそ全然相反した結果となるのであって、選舉人各自の欲すゝ候補者と選出すると言ふニシテ矛盾するのである。

ニの偶然主義による不合理の批難に付ては、ミルも其著書の中に述べて抽籤に依る方法が最も合理的であらうと言ひ、又學者の數學的研究によれば投票数の極めて多い場合に於てこの偶然に支配される程度は極度いのである程批難するに當らぬと言はる、又米國の自若体に於ては次の如く修正の上採用されて居る。

- a. 剰餘投票と移譲する場合に於ては能ふ限り各投票區の投票中うち各々同數のものを選擇して移譲する。
- b. 投票の第一順位者によつて區分するとき、總ての投票に継次の番號を（例へば四、八、一二、一六の如き）記して、剰餘投票を移譲する時はその継次の番號に従つて一定の間隔を置いて總投票中

順位に剩餘投票とがいべきものを抽出する。

併しヘーア式の偶然主義を採用す以上は、濃淡の差ニアル、ニの不合理なる結果は避け難いものであらう。

ヘーア・クラーク式 (Idare-Clark )

ヘーア式の右の様な理論上の缺点を除去する席に Jamannia の候事長 A. J. Clark に依つて遙かに完全なる移譲方法が考案せられた。此方法は一八九六年タスマニアに採用せられて、現に英國の比例代表協会の支持するものであり、又スコットランド、愛蘭自由國、カナダ等に於て実施せられて居るものである。

此方法に於ては剩餘投票を次順位者に移譲する場合、ヘーア式の如く偶然の分子を含む特定数の剩餘投票のみに就て次順位者と選擇するに非ずて、剩餘投票を有する候補者の總ての得票を先づ点検して、之を移譲せらるべき投票へ投票用紙に移譲の順位を指示せらるゝ Transferable

votes ) と移譲すべからざる投票へ投票用紙に其順位を指示せらるゝ ( non-transferable votes ) とに區別して、移譲せらるべき投票の數と剩餘投票の比率を算出して、ニの比率に依つて按分比例的に剩餘投票の總数と次順位者に移譲すると言ふのである。其結果生じた一票未満の端数に就ては其中の大半のうち次順位者の得票数が剩餘投票の總数に達する迄順次一票として計算する。例へば A の得票一八〇一票として、其中移譲せらるべき投票一六〇。票、移譲せらるべき投票二〇九票あり、その移譲せらるべき投票中 B を次順位者とせきの一〇九大票、C を次順位者とせきの三六四票、D を次順位者とせきの一四〇票で、而て剩餘投票数は八〇。票とする。

二の場合に於ける移譲可能な投票数と剩餘投票数との比率による按分比例如次の如くになつて、そつと移譲せらるるのである。

$$\begin{array}{rcl} B & : & 800 \\ & \times & 1096 \\ \hline & = & 800 \\ C & : & 1600 \\ & \times & 364 \\ \hline & = & 180 \end{array}$$

□ 1000 × 140 = 14000

此方法に依ればヘーア・式の如き所謂偶然の分子は除去せられて不合理なる結果は生ずないが、尚ニルに對して次の如き批難が加へらるゝ居る。

a. 每分比例の結果一票未満の端数の生じときは、その大半のより順次一票として計算すると云々か、ニルによつて嚴格なる意味の投票移譲の比率は破れ。

b. ニル方法に依りも偶然の分子は一掃されない。例へば當選者の剩餘投票を第二順位者に移譲するだけ精確であるが、更に第二順位の得票を第三順位者に對して移譲する場合は、第三順位者に移譲せずべき剩餘投票は第二順位者、得票中より剩餘投票を選択するニシカリ、此の場合に於てもヘーア・クラーク式に依つて投票の移譲を行ふのであるから第三順位者に對する剩餘投票の數の割當に關しては、偶然の分子は介入しない。然しかば第三順位者の指示は既に第一順位による當選人

の得票中にもあつた筈であり、もし第二順位者に對する剩餘投票と之と別個のものが選擇せられて居たならば、或は第三順位者に對する剩餘投票數の割當に關して相異した結果を招來するを知れない。

と言ふのであって、理論上は此の如き批難は否定出来ないが、實際問題としては多くの場合ニシカリに著しい不合理なる結果を招くこと無いものであると謂はれて居る。

### グレゴリー式 (Gregory)

グレゴリー式はヘーア・クラーク式に伴ふ偶然に依り分子を更に一層排除して居るものである。

グレゴリー式は一入入。年初めて豪州マルボルトンの C. R. Gregory と

言ふ人は銀子で提案せられたものであつて、一般にグレゴリー式と稱され、一九〇七年タスマニアの法律に依つて之を採用し、次で一九〇九年の南アフリカの上院議員選舉法に實施せられ、最近愛蘭土自由國の上院議員の選舉法にも採用せられ

て、飽くまで合理的に移譲を行はる以て偶然の要素を一掃せんとするのであつて、との要旨は剩餘投票の半た場合はヘーア・クラーク式の如く剩餘投票のみでなく、剩餘投票と有する當選者の總ての投票に就て第二順位を点検して從來の如く投票中より一定の投票用紙を抽出せずして、移譲せらるゝ投票は總て一定の投票價值に於て次順位者に之を移譲すると言ふのである。而して此の場合各投票は完全なる一票として計算せられないのであって、或る當選者の得た投票中、移轉一得べき譲數を以て移轉せず過剰投票の數を割つただけの價值しか有らないのである。即ち剩餘投票を次順位に移轉する場合に現実の投票用紙の移譲を行ふのはがくして單に抽象的なる移譲價值(Transferable value)に依つて計算せらる。二の移譲法は分數式移譲法(Fractional Method)とも呼ばれる。

茲に設例を以て説明すれば A の得票總數が 100 票あり、移譲せらるゝ投票九〇〇 票、剩餘投票三〇〇 票とし、二の場合の當選商数は七二〇

票となり、而て B を第二順位に指示せらるのが 70 票あるとすれば、移譲價值は  $\frac{300}{900} = \frac{1}{3}$  となり、B に対する移譲せらるべき投票値値は  $100 \times \frac{1}{3} = 33\frac{1}{3}$  である即ち A から B へ九〇票移譲せらるるのである。B が A から移譲せらるゝのは現実なる 70 票に非ざる單に投票價值(九〇票)である。而して B が既に第一順位得票として六九〇票を得て居たとすれば、 $690 + 70 = 760$  で計七六〇票、得票となり、B は六九〇票 ( $760 - 700$  (當選商数) = 60) の剩餘投票が生じて之を次順位者に移譲するのである。B を第二順位として指示したものは 70 票であったが、就中、次順位者に移譲せらるべきものは 40 票であり、その中に C を第三順位に指示せらるゝ八票あつたとすれば、二の場合に於ける移譲價值は  $\frac{100}{900} = \frac{1}{9}$  であり、第三順位者として C が B より移譲せらるべき投票價值は  $100 \times \frac{1}{9} = 11\frac{1}{3}$  (最初の移譲價值)  $\times \frac{1}{4}$  (第二順位の移譲價值) = 6 となり、即九票が B より C が移譲せらるべき票数である。次下は二の手續を繰返すのであるから手續は複雑となる。譯である。

前記の手続に依りて當當選票數に達しないときは最低位候補者の得票を處分するのであるが、此場合は當選者の場合と異つて其の候補者を當選に役立つて保留せらるゝ票數は無いので、總ての票は何れもその最低位候補者の齊に投票すべき價値に於て移譲せらるべきである。例へば最低位候補者が九十九票の得票があり、其内に九十票は最低位候補者が第一順位者として得たるものであるとすれば、其投票は各一票としてその指示は依つて第二順位者に移譲せらる。候餘の元票は最低位候補者が第一順位者としてAより得たる票數を移轉價値に於て計算せられたる票数である。故に二の種の票に付てはAより得たる票數を更に点検して順位者に移轉するのであるが、其價値はAより最低位候補者に移轉せられたるべきの移轉價値に於て數へらる。

右の如くグレゴリー法は投票を専ら抽象的移譲價値に依つて計算せらるるのであるから正確であり、ヘーア・クラーク式に於けるが如き甚難け起らず所謂偶然の支配から脱する事が出来て正確なる結果を得るのである。

併し反面に於て計算の複雑から開票の手續は煩鎖となり、従つて時間の延長とされる缺點がある。英國の選舉法調査會報告並に同國比例代表協會の調査に依れば寧ろ多くの場合ヘーア・クラーク式の方が勝れりと見て居るやうである。但し一部の人々は上院議員の互選の如き投票數の少ない場合には各票の有する function が當選人の決定に影響を及ぼすことにから、此方法に依り精确を期せねばならぬが、普通選舉の制度の下の下院議員選舉の場合には此の如き少數の剩餘が結果に及ぼすことほ比較的稀であらうから必ずしも此方法に依る必要ないと主張して居るものもある。

#### (四) ゴブ・ドツブス式 (Gob-Dubus)

此方法既に述べたる三様式とは異り、何人に對して剩餘投票を移譲すべきかは、投票者の意思に依つて決定せめず、其投票せられたる候補者自身をして決定せめべとするものである。即各候補者は選舉前の期日に於て名簿を作成して、自己に投票せられたる投票を何人に移譲するかを豫め公表するのであって、此名

簿に従う投票を移譲するのである。

二四

此方法は手續としては簡単であるが、投票の移譲に関する選舉人の意思は尊重せらるず、單記移譲法の精神と背馳する嫌があるので一般に賛成者は得られない。其後投票の移譲を選舉人の意思に従ふべく又は候補者の意思に従ふかけ選舉人の選擇に一任するなどを修正したが、其候補者の意思に従ふることは一もろに於て依然として單記移譲法の主眼とする所を捨てたのであり、兩者相容れぬものであるので多くの賛成者を發見し得ない。

此方法は一八七二年 Archibald C. Dabbs に依て初めて提案せらる別に一八九一年 W. A. Gore に依てマサチエセツツ州議會に提議せられたるものである。

## 二、名簿式比例代表法

單記移譲式比例代表法は既に述べたる如く、候補者が當選に必要とする投票を得たる場合に其剩餘投票を、又は候補者が當選の可能性なき場合其の投票を他の候補者に移譲するのであって、其投票を何らの候補者に移譲するかは、全く選舉人の自由意思に従つて決定するのである。即ち自己の投票を何人の肩に役立たせめるかは選舉人自身が之を指定するのであって選舉人の意見は尊重されてゐる。これにて名簿式比例代表法に於ては、先づ各政黨とて選舉期日前一定の期日迄に其候補者名簿を提出せしめ、各選舉人は原則として此議員候補者名簿に對して投票するのである。選舉人の肩に投票の直接の対象となるのは各政党が決定した投票である。候補者名簿上、候補者のみが役立つことは、剩餘投票が何れの名簿の得たる投票は其名簿上の候補者のみが役立つことによる。剩餘投票が何れの候補者に移譲せらるかは、原則として各政黨並に政派に依て決定せらるるのである。當選者を決定するに當ては、各名簿の取得したる投票数を計算して、之を

基礎と一定の方法に依つて各名簿に候人の候補者と當選せめるかを比例的に決  
定し、各名簿は自己に配當せられたる議席数の範囲内に於て一定の順序に従ひ、當  
選人を決定するのである。以上の如く名簿式に於ては投票の移譲を原則として豫め  
政黨又は政党に依らず定められた候補者相互間にに行はれるのであって、此点が投票の移譲  
を全く選舉人の自由に一任する單記移譲式との區別が存する。勿論名簿もその  
種類は多様であり、右の方表と單に名簿式の大綱を示したに過ぎない。此の方法は  
一般に欧洲大陸に於て実施せらるゝ居るので、單記移譲式を英國式と呼ばれるに對  
して大陸式比例代表法とも呼ばれて居る。

### 1. 議員候補者名簿

#### 議員候補者名簿

名簿式比例代表法に於ける選舉、期日前一定の期日迄に法定の手続に依つ  
て各政党及政党候補者名簿を提出せらる點は何れの名簿式に於ても共通  
であるが、その名簿の提出期間並に名簿提出に要する賛成者の數等は名簿式  
を実施せる國に依て必ず一様でない。

### a. 名簿の重複制度 (Verchiedenartigkeit der Listen)

各党派が提出せらるる議員候補者名簿は各選舉區に於て提出せらるる一  
種に限定せらるゝか多くの名簿式比例代表法を採用せる國の立法であるが、独逸、  
オーストリア等に於ては議員候補者名簿を一種に限らず、重複性を認め各選舉  
區に提出する區名簿 (Kreiswahlvorschlag) 及國全体に就て提出せらるる  
國名簿 (Reichswahlvorschlag) 等、各種の議員候補者名簿を認めて  
居る所あるが、要するに之等は各党派の得票数投票を活用して徹底的に比例主義に  
依る趣意に出づるものである。

### b. 名簿の合同

二個若しくは数個の候補者名簿を合併して單一名簿の如く取扱ふ方法であつて  
所謂合同名簿制度 (das System der Listenverbindung) である。選舉  
の際には別個のものにて取扱はれるのであるけれども、投票の計算並に議席の分配に

#### 名簿の重複制度

あたつては單一名簿にて取扱はるゝである。此方法は *Hagenbach - Bischoff* 教授に依て考案せられたものであつて、小党派が他の党派との提携結合に依て議席配當の機會をより多くし、小党派の候補者に當選可能性の機會が與へらるゝに當る。小党派の多數分立せり、國に於ては比較的意見の相類似せる党派の聯合によつて、小党派として或程度の當選を確保させることは必要であらう。併し此方法を認め反面に於て之を濫用するに依つて生ずる弊害も亦考へねばならぬ。即ち當選の便宜上二個若くは數個の相容する党派が聯合をせずして、此方法を悪用する事もあり得るのである。其結果は政治上、害悪が幾生すものであつて、従つて此制度を認むるの可否に付ては議論の餘地があると見られて居る。

此制度を認めた立法は瑞西聯邦法・芬蘭法・ウエルテンベルグ法・ハンブルグ法・ザクセン法・スエーデン法・英がある。又独逸に於て憲法制定議會議員選舉の際に此の制度を認めた。

#### 投票の方法

##### 口・投票の方法

名簿式比例代表法に於ては各政党及政派の提出したる議員候補者名簿に基き、選舉人が名簿に投票を齊十点に其特徴が存在するのであるが、選舉人が此場合に如何なる程度迄政党に依て認め作製せられた議員候補者名簿に拘束せらるゝに付ては種々の主義があつて一律ではない。先づ之を強制名簿主義 (*System der gebundenen Listen*) と自由名簿主義 (*System der freien Listen*) と大別する事が出来る。

##### 甲・強制名簿主義

強制名簿主義とは各選舉人は政党より提出したる議員候補者名簿に拘束せらるて其名簿を其儘承認と投票するのであって、此候補者名簿を変更し自己の欲する他の候補者を加へて之に投票する事出來ない。選舉人は常に何とかかの政党名簿を承認と投票する強制せらるるのである。併して強制名

名簿主義

三〇

名簿主義の亦之を

- a. 厳正強制名簿主義 (strengh gebundene Listen)  
b. 署託強制名簿主義 (einfach gebundene Listen)

とに別けることが出来り。

(a) に於ては各選舉人は政黨の提出した候補者名簿に絶対に拘束せらる。候補者の変更又は順位の変更も許されない。此の制度の実施せられて居るのは社会連邦・プロイセン・チエツクスロバキア・ルーマニア等であり、又以前にアルメニア、ケレンスキーハ時代、ロシヤの憲法制定議會の選舉に用ひられた。

此方法は選舉に政黨主義が徹底して、選舉が個人間の争から政黨間の争とがうの必然の結果であつて、選舉人は政黨の主義政見を検討し自己の共鳴する政党に投票し、而し何れの候補者を議員にするのは専ら各政黨に一任するのである。

此制度に對しては批難が加へられてゐる。即ち絶対拘束の二の方法は餘りに選舉人の自由なる投票意思を無視したものであり、又選舉の上に於ける政党の專制を誘致するものであると言ふのである。藤澤利赤太郎博士の如きは此制度を以つて人材ノ人格者ノ政界進出を阻止し、選出議員の素質を悪くし、而もドリくと悪く、選舉の自由を束縛し、選舉の公正を害する名簿式と述べて之に反対して居る。

(b) は厳正強制名簿主義に比較して幾分緩和されたものであつて、絶対的拘束けない。此の場合に於ても各選舉人は其選擇する名簿に記載せられて居る候補者に對してのみ投票一票と言ふ点は(1)と共通であるが、各選舉人は政黨の候補者名簿を其儘承認して、之に投票する事も可能である。又は名簿上の順位を変更して自己の欲する候補者を他の候補者に優先して當選せらる事が出來る。又自分の欲せる候補者を名簿上から削除する事も認められて居る。即ち名簿上の如何なる候補者と擇むかに付けては

全く選舉人に自由が存するのである。此の單純強制名簿主義と更に亦二種に今つ二種が考へらる。

單記單純強制名簿主義  
單記單純強制名簿  
王義

### 1. 單記單純強制名簿主義 (*Das einmäßige Votum mit Listen-Konkurrenz*)

若選舉人は政黨の候補者名簿と其のまゝ承認した名簿投票(*Vote de liste*)を何よりも出來、その他の方法によつては専ら選舉人の自由 *nominalif* )を何よりも出來、その他の方法によつては専ら選舉人の自由意思に任して居る。日本義、立法例、如きはそれである。ブルガリア法に於て選舉人は自己の欲せざる特定の候補者を名簿上より削除する事も行われてゐる。

連記單純強制名簿主義  
連記單純強制名簿  
王義

### 2. 連記單純強制名簿主義 (*Koppelvotum mit Listenkonkurrenz*)

ニカ連記制に於ては各選舉人は二個以上の投票を有するのであって、即ち議員數と同数の議員候補者に對して各一票を與へ得ると云ふのであって、選

自由名簿  
王義

### 乙 自由名簿主義

選舉人が其の政黨の候補者名簿に對しての投票は同時に其名簿上の数人の候補者の序に依立つのである。此等の *執れ* の候補者に對して如何なる順位に従つて依立たしめるかは、(に選舉人自身が自由に決定し得る方法で、瑞士のカントン *Schaffhausen* が一九〇〇年の法律に依つて其州議會の選舉に採用した)。

自由名簿主義は自由組合法又名簿自由誦製主義とも呼ばれるのであって此方法に於ては強制名簿主義が候補者の選定に付て政党の候補者名簿に拘束せらるべきに反して最も廣く候補者の選擇の自由を各選舉人に附與する制度であつて各選舉人は候補者の選定に就て必ずしも特定の党派の提出にから候補者名簿に拘束せらるべきではなく、種々なる名簿を自己の需要を勘り一定数の議員候補者を抽出選擇し、自ら一つの議員候補者名簿を作成してこれに對して投票を齊する事が出来るのであって、此制度を *Panachage* と呼ぶてゐる。此方法も選舉人が如何なる程度迄選擇の自由を有するかに付ては、二種類に區

別する二事が出來る。その一は配合法 (Panachieren) 又は混合法 (Mischen) と稱せらるゝしきであつて、此方法に於ては種々ある。候補者名簿中より自己の欲する候補者を自由に選擇して投票用紙の上に配合組合せが許さるか、何れの議員候補者名簿にも記載せられて居ない候補者と記入するこゝけ出來ない。第二の方は更に一步を進めて各選舉人が議員候補者の範囲に拘束せらるることなく、らるて居る名簿に記載せられたる議員候補者の選擇に付て現に提出せ何れの候補者名簿にも記載せらるる候補者が揮んで其投票用紙の上に記載する二事が出來りて之を *Wahl* と云ふ。前者は瑞西聯邦法瑞典法・旧佛蘭西法等に用ひられ、後者の *Wahl* 即ち不規律自由名簿法に公共團体の議員選舉に行はれ來かたり採用せられたか、丹又は國の議員選舉に之を実施したのは希であつて瑞西に於て一九〇五年の選舉法に於て僅に Basel-Stadt が之を認めた蘭が一九〇六年の選舉法に之を採用したに過ぎない。此の種の方法は選舉人の自由意思を尊重すうと言ふことに歸着して居るゝと謂へる。

ナウムであるけれども、元來政黨主義と基本とする名簿式投票法に於て、政黨の推薦せらるゝ或る候補者を選舉人に任意に記載するは餘りに選舉人の自由意思を認むるこゝ廣汎に失ふ。實際的には殆ど無意味であり、従らに選舉手続を複雑にせしむるので、此制度を採用して居るのは寧ろ例外に属して居るゝと謂へる。

パナシマー・ジユは其方法としては、或は印刷せられたる投票用紙に就き、其中の或候補者の氏名を抹消し、自己の欲する他の党派の候補者を記入し或は白紙投票用紙を用ひる場合に於ては、自己の欲する一定数の議員候補者を各党の議員候補者中より抽出して之を投票用紙に記入するのであって、其趣意は曩に述べたる如き、選舉人に對して候補者選定の廣き自由を維持せしめんとするのであるが、此の方法に依れば同一の選舉人は相異なる主義政見を抱懐する種々の党派に屬する候補者を同一投票用紙に記載し得るのである。これは政党政治の基礎として行はれるニレを前提とする。名

等投票法の根本精神とは明かに矛盾するところがあるのであり、更に *Widder* を認めるに至る、二の矛盾は一層甚しきものとなる。而して二の、*バナシヤージュ* の方法に依て選出する候補者は必ずしも党の有力者、優秀なる候補者のみに限らないのであって、有能なる候補者を充分に立てることの出来ない少數党に属する人口に在ては、却て反対党の無能候補者と自己の投票用紙の上に記載する場合が多い。或は個人的、感情、利害、地方的の問題、其他の事情に依て該員候補者の選定せらるゝ場合が多いことは諸國の実情に鑑みて否々難い。多くの場合に於て多數の選舉人は或る競争の名簿に何等の変更修正を加へることなくそのままこれを投票する事が常態であり、從て大体にて、同一党派に属する議員候補者の得票数は相接近して居て大差はない。然るに其の他の党の有権者が故意に反対党の領袖又は有能なる候補者を落選せしむる目的を以て領袖の名を抹消して投票し、或は反対党の有力ながら又は候補者を自己の投票に記入して投票し、其結果一部の候補者

## 頭切り

は之により比較的多數の得票者となり、自党内の領袖又は有能なる候補者に比て優先的に當選し、有力候補者は反対党の術策に陥り、落選の憂目を見る。惧れがあるであつて、二ルを「頭切り」又は「領袖落し」(*Derabellen*)と稱すのである。パナシヤージュは斯の如き弊害の伴ニシテ「該者」等と認むるに至り、現に佛國に於ては一九一九年十一月の總選舉に巴黎第四區に於て社會黨の領袖 *Gean Longuet* は定評ある有能の士であったがこの方法を濫用せられて比較的弱い候補者より少數の得票を以て落選した。而して此種の弊害を避ける目的を以て考案せられたのが、所謂聚積投票法 (*Kumulieren, la vote cumulatif*) の利用である。

## 丙・聚積投票法

連記投票の行はるゝ場合に於ては、同一候補者に對して數票を投下得るの制度がある。二ルが聚積投票（累積とも言はれる）であつて、名等投票法か二の方法を併用するに於て生ずる長所は、一、特定の候補者に對して當選の確実性

を與へる二事である。二の方法に依て各党派の領袖並に有力なる候補者その  
當選の可能性を強めることが出來る。ニ、小數黨も亦ドループ式當選商数  
に達する程度の得票を有する限り、その代表者を送出一得キ可能性を保証  
せらるニと、三、パナミヤージュ生ずる弊害たる「領袖落」を防止するの  
手段として有效なるニヒ等であらか、一方其短所と云ふ比較的少數の選舉人  
による選舉の結果を左右せらるニシである。聚積投票を更に丸の通り區  
別する。

### 1. 制限聚積と無制限聚積。 制限聚積( *Beschränkte Stimmabstimmung* )は聚積投票に制限あるものであつて例へば連記投票とし て席一席へき投票数の全部を同一入スは数人に聚積するニヒは出來ないのであ つて、或制限があるてあり、瑞西聯邦法・ルクセンブルグ法(一九二四年)

チユーリッヒ及ベルンの両法の如きは選舉人は選舉す(す)議員と同数の  
投票を席一席得るに拘りらず、同一候補者に對しては一票迄の聚積投票

を與一得るに規定し、スイス、バーゼル及ベルンの各市法は三票迄之を認  
めて居る。

無制限聚積投票( *Unbeschränkte Stimmabstimmung* )に於ては聚積  
一得る投票の数に制限がないのであって、例へば連記投票とて席一席へき投票数  
の全部と同一候補者又は数人に聚積投票するニヒを無制限に認めらるゝもので  
ある。

### 公の聚積 と私の聚積

口、公の聚積と私の聚積、公の聚積( *Communal official* )は各党派に於  
て議員候補者名簿を作製に際して、其の名簿上に同一候補者と重複  
記載を置く方法であつて、即ち同一候補者に對して以上、場所と與へて置く  
ニシである。之に依て予め反対黨所謂「領袖落」の作戦を防止し、一方  
に於て同一党内の少數党跋扈を抑止せしむるに外ならないのである。瑞西聯  
邦法並に瑞西カ州法の一部に適用せられて居る。私の聚積( *Communal  
private* )とは各選舉人自身に於て若干聚積投票を指すのである。即ち各

選舉人が自己の欲する特定の候補者に對する投票を聚積するかを言ふかで  
ある、普通に行はる方法である。

### 當選順位

#### ハ、當選の順位

名簿式比例代表法に於ける議席の配當は各党派の候補者名簿に對  
してなすものであるが、然らば各議員候補者に對する當選の順位、候補者  
名簿に配當せられたる議席数と如何なる順序に從つて其名簿上の候補者  
の當選を決定するか問題となりうる。これに関する種々なる方法もありが其  
主要なうしろを次々二つに大別する。

#### 一、名簿主義

この方法は選舉人の意思を少し顧慮するべく政党を作製せる候補者名  
簿上に各候補者が存する其順位を其儘當選の順序とするのであって、嚴  
正癌制名簿主義と相照應するので、独逸聯邦、オーストリア、チエツコ  
スロバキア、並対拘束主義を採用する國に於ては總て議員當選順  
序を骨子とする自由名簿主義を採用する以上に選舉人多數の欲する

位を此方法に從つて居る。この主義は政党主義に忠実であり、政党の意  
思を重んずる方法であり、又名簿投票法の根本精神と徹底したものである。  
然しその反面於て選舉人の其議員選定の自由を認める代議制度の  
精神に齎叛し且政黨幹部の專制を誘致するとの批難が之に對して加へ  
られて居る。

#### 二、得票數主義

投票の多數に依つて決定する主義であつて、拘束主義の如く、之を政党の  
專決に任せず比較的多數の得票者と以て先順位當選人とするのであ  
る。此方法は瑞西聯邦及び各州に於て其の他の自由名簿主義と採  
用に於て実施せられて居るのであって、選舉人に議員選定の自由を認め  
ることを骨子とする自由名簿主義を採用する以上に選舉人多數の欲する  
候補者から順次之を當選と決定して行く二種の理論上當然である。此  
の場合若し同一名簿上の候補者が同数の指名投票を得たときは名簿上

の順位に従ひ當選せらるゝである。

## ニ 議席の配當

### イ 投票計算の基礎

各党派の名簿に議席の配當を算すために、その基礎となりべき各党派の得票数を算出するのであって、此各党派の得票数が基礎となつて當選商数一所謂配當基數一が決定するのである。名簿式比例代表法に於て各名簿の得票数を如何にて計算するかに付ては二種の方法が存するのである。その一は投票が原則として政党式政派に對して算さねるものであつて、即ち各党派名簿に投出されたる投票を以て當該党派名簿の得票数にて計算する方法である。之を名簿計算法と呼べり。例へば獨逸、オーストリア、チエコスロバキア等の如き拘束主義の名簿投票法に於て採用せられて居るるのである。その二は投票が直接に議員候補者に對して算されたものであつて、即ち或る議員候補者名簿所屬の候補者に對して済ざるゝ投票の数を基礎とするのである。

て、二水を個別計算法と呼ぶ。二の方法はフランス、スイス、デンマーク、オランダ自由主義又は非拘束主義の名簿投票法に於て廣く実施されてゐる。

名簿計算法は拘束主義の名簿投票法に於て廣く実施されてゐる。名簿計算法は拘束主義を基礎とする場合に適當であつて、自由主義を採用せる場合には不都合が生ずる。例へば *Pannachage* を認めて、一、投票用紙に相異なる党派の候補者が同数に記載されたば、その投票用紙は何れの党の得票にて計算するか、殊に *Wilde* の記入もし認める場合に其投票を以て如何に取扱ふかが頗る困難なる問題である。又及び *Selothurse* に於ては *Pannachage* を許さずから、投票用紙を單位とする名簿計算法が採用されて居て、選舉人は各投票用紙の上に党派を標識するの記號と付て、此の記號に依て計算する方法を採つてゐるが、此方法によるとナルば、選舉人の 者 故意に其投票用紙の上に反対党の無能候補者と記入するこによりて、自派のために何等不利なく所なく、反対党の有力なる候補者を落選せしめ、所謂「領袖落」が行はれる惧れがある。

個別計算法は各党派及其党派の候補者が得た投票の總計と計算の基準とするものであつて Panachage 及 Wilder の場合に何等計算に因難はない。又此計算方法に従へば反対党の候補者を投票用紙に記入すれば、自党の投票数はそれだけ失はれるにばかりあるから、Panachage を濫用して反対党の Verkupitieren を行ふことを勢ひ減少する謂い得る。

尚二個若くは數個の候補者名簿を投票の計算に當て單一なる名簿の如く取扱ふ所謂合同名簿制度のありこれは既に述べた通りであつて此制度に依つて小党も亦類似の取扱り有する他、党派と提携して當選者と出する機會と與へらるゝことになり各部の政治的意見が悉く議會に反映するこゝが出來、小党は保護せらるゝことながら、又面に於て政見を興にする。党派が其投票を有效に利用する目的を以て此方法を悪用し不自然に聯合するか如き缺陷を生じる。

## 口・議席の配當方

議席の配當は當選商数又は配當基數を各名簿の得票数に基盤として算出で、之に依つて各名簿に対する議席の配當数を決定するのを其原則とするのである。即ち各党派の名簿の得たる票数を一定の當選標準数ヒ次で除し、其商に從て各党派に之を配當するのである。併し或る場合に於ては各名簿の得票数には何等の關係なく、最初から一定の配當基礎を法律によつて規定せられてゐることもある。從つてこの當選標準数の決定方法は大体二種に大別する事が出来る。その一を移動式當選商数法 (System des beweglichen Wahlgutienten) 、其の二は固定式當選商数法 (System des festen Wahlgutienten) であつて前者は各場合に付名簿の得票数を基礎として一定の公式に依つて必要の當選標準数を算出する方法である。又に從つて當選標準数は選舉毎に異動するのである。後者は總ての場合に法律上予め固定的の當選標準数を規定するものであつて

二の式に於ては當選標準数は常ニ一定と選舉毎に異動するこゝに付けじ。

四六

甲 移動式當選商數法 此方法ノ前に述べた如く投票總數の変化するに従ひ常に異動す。當選商數と議席配當基數と議席を分配するのであらから此の方法を移動式當選商數法と呼べる。この中の主なる形として次の方法がある。

ヘア式

a. *Hare* 式算出法 ヘア式 Quota 即ち  $\frac{N}{K}$  を以て當選標準数として各名簿の得票数を除して得たる其商に従て各名簿に對する議席の配當数を決する方法である。議席の配當方法としては極めて簡單なる方法であり一九一九年の佛蘭西法並にチエラクスロバキア・オランダ・瑞西の多數の州に採用せられた方法である。然るにこの方法に於ては一回の選舉に於て各党が正確に當選標準数の倍数を得て總て議席を配當盡す場合に格別であるが、実際の選舉に於てかく如きことは殆ど想像し得られない。其他の場合に於ては各党間に完全に議員数の分配は殆ど不可能である。

簡単なる設例を次に示す。A・B・Cの三党の間に議席四名を配當するに際して、A党は二十五票、B党は十五票、C党は一〇〇票の得票があつたと假定す。此場合に  $Q = \frac{100}{4} = 25$  であつて、A党は  $\frac{25}{25} = 1$  となり、B党は  $\frac{15}{25} = 0.6$  となって一名當選し、C党は一〇〇票で當選標準数に達せず議席は配當しない。然るに議席尚一個残り居るのである。二の残余の議席を如何に處するか問題となるのである。

二の第二次配當に於て配當一得ざりし残餘の議席配當として、1. 剩餘投票。数の多き名簿に對て順次に一個宛の残余議席を配當する二へリコーベック・ファンハルト・サンガルレン・チエックスロバキア等) 2. 剩餘議席と剩餘投票とを基礎として重ねて尚一回前と同様なヘア式議席配當法を行ひ其結果が配當一得ざる議席の残余もときには就中剩餘投票が多き名簿に對て順次之を配當する。(ザクセン) 3. 剩餘投票の数の多き名簿に對て順次残余議席を一個宛配當することは原則とする。

も場合に於ては各名簿の取得議席當り平均得票数の大小を以て標準とする（オランダ、4. 名簿の平均得票数、最大なるものに對する議席を以て残席議席と配當するもの。一九元年のフランズト法）<sup>15</sup>。多數の投票を得たる党派に残席、議席を配當するもの（瑞西、*Neudorf, Neustadt*等）等の立法例があるが、此等の方法は何少比例代表の目的に合致しない不合理なる結果を招來するに至る。例へば一八九二年三月 *Passau* における(5)の方法に於て

得 票 取得議席

保守黨 六一四 四

自由黨 三九九 一

上記より保守党は六一四票を以て四個の議席を獲得し、自由党は三九九票を以て僅に一名を送出したに過ぎなかつた。又同年の *Neulenburg* の總選舉に於て、

得 票 取得議席

労働黨 六五、三九〇 一五

急進黨 五三、九九〇 一〇

自由黨 二九、五二三 五

の結果となり、労働党は約四十五パーセントの得票を以て半数の議席を得た譯である。又一九一九年の佛國に於ける總選舉に於ても次の如き不合理の結果を生じたが、此等は最大多数黨に對する格別の利益を與へ、之を擁護するところとなつたのであって、議者の批難するところである。

一九一九年の總選舉に於てカン縣

得 票 数 取得議席数

コンバッタニ黨 一七八、一五二 四

急進社會黨 一〇九、六一四 一

社會黨聯合 一〇九、〇一五 一

得票數 取得議席數

共和黨

三七、六〇六

六

國民社會黨聯合

二四、〇九四

一

左黨聯合

一一、二四二

〇

労農黨聯合

八四、六七一

〇

民衆共和黨

二四、九五二

〇

### ドント式

b. *Donaldt 式算出法* ベルギーの法律家 Victor Donald の  
發明された議席配當法であつて、ドントは一八八八年の出版にかかる  
Système pratique et raisonnable de représentation proportionnelle  
と書かパンフレットに依つてこの方法と徹底的に説明した。現在に於てこのド  
ント式を実施せり。國は自耳義を始め瑞典、丁抹、諾威、エーネースラビ  
ア、葡萄牙、摩太利の一部及独逸の一部であつて、又過去に於てけ  
ト議席配當法は依然として採用せられて居る。

露國のケレンスキイ時代の憲法制定議會の選舉法に採用せられ、  
旧伊太利法に於ても之を実施せられた。此方法は自耳義がその元祖とも  
云ふべきで、同國に於ては現在迄屢々選舉法の改正が行はれたが、ドン  
ト議席配當法は依然として採用せられて居る。  
ヘーア、玄の議席配當法の有する不合理な点は要するに當選標  
準数が大に過る結果、此標準数を基礎とし、一回の配當を以て總ての  
議席と各黨間に分配得ない。而してその残餘議席が再び單純なる  
多數決主義により配當せられて行く所に不公平が生ずるのであって、この  
缺陷を除くために單に一回の議席配當のみを以て、總ての議席と完全  
に容易に各黨派の間に分配され其他の標準数が考案せらるねば可  
らぬ。而して此の標準数は各名簿が其標準数に達たり毎に各黨派より  
一名の議員を選出せしめ、結局總ての議席を配當し終る程度の小さな  
數であることを要し、且配當せらるべき議席の數以上の議席を分配せし

めらやうな小なる標準数であつてはけらねいのである。換言すれば、左の條件に合致する公約数を求めて之を當選標準数とすれば宜いのであるが、考案がドントに厭そ嫌憎せられた。此方法は亦公約商数或名簿投票法 (la concurrence des listes avec commun divisor) とも稱せられて居る。

ドント式議席配當法は各名簿の得票数を計算し、その得票の太なるものより順次に配列し、之を $1, 2, 3, 4, 5$ の数と以て段々に除して行く。次にその結果生じたる多數の商をその大なるものより配列し、選舉す議員の数に相當する順位に該當するものを求め、その商が當選標準数となるのである。而して、標準数を以て各名簿の得票總数を除し、依て得たる商に相当する数が其名簿に對し配當せらる議席の数である。例へば甲、乙、丙の三競があつて、甲党名簿は八〇〇〇票、乙党名簿は七、五〇〇票、丙党名簿は四、五〇〇票、得票があつたとする。議員定員は五名である。

	甲 党	乙 党	丙 党
一で除す	八、〇〇〇	七、五〇〇	四、五〇〇
2 同	四、〇〇〇	三、七五〇	二、二五〇
3 同	二、六六六	二、五〇〇	一、五〇〇
此の場合定員五名であつから、此等の商数を其の大なるものより取て順次に之を排列すれば次の如くなる。			
	八、〇〇〇		
		七、五〇〇	
			四、五〇〇
			三、七五〇

而して此等の数の中の最小数たる三、七五〇が當選標準数（公約数）となつて議席の分配を廢すのであって、此標準数を以て各名簿の得票数を

除すれば次の結果を得る。

甲 党 8,000 + 3,750 = 11,750 票 剰余 500

乙 党 7,500 + 3,750 = 11,250 同 0

丙 党 4,500 + 3,750 = 8,250 同 750

即ち甲党二名、乙党二名、丙党一名の割合を以て議席は配當せらる。

ドント式議席配當法は以上、如くへーア式の缺陷を除去して、少くとも現在に於ては最も合理的なる議席配當法と認められて、多數の國が之を採用して居るのであるが、之に対する理論上の批難も加へられてゐる。即ちドント式が各名簿の残余投票数を全く無視して議席の配當を以て結果多數党に比較的有利にならし言ふことである。この批難に付てハンフレーは設例によつて実質的に説明を居る。

### 議員定員十一人

A 党

六,000 票

B 党

四,800 票

C 党

一,900 票

計

一、七〇〇 票

之を得票数の多少に依り配列して、2,3革で除して行く。

A 党

B 党

C 党

1で除す

六,000 四,800 一,九〇〇

2 同

三,000 二,四〇〇 九五〇

3 同

二,〇〇〇 一,六〇〇

4 同

一,五〇〇 一,二〇〇

5 同

一,二〇〇 九六〇

6 同

一,〇〇〇 一

右の場合當選標準数は一,〇〇〇であり、この標準数によつて議席を各

党派に配當すれば、A党議席六、残余投票九。B党議席四、残余投票八。C党議席一、残余投票九。以上の如くA党は投票六。票を以て議席六を得、B党及C党は其合計六。〇を以て合計議席五を得るに過ぎない。此は明かに多数党に有利であり、少數党に不利となるが、ニシ不合理から結果を要するにB党の残余投票八。〇とし党の残余投票九。〇より、二水を合計すれば一七。〇となり、當選標準数を越に超過せるに相らず、之を議席配當に對して無視した結果に外れぬ。ニシが多數党と有利にて、少數党に對して不利を歎きかけ原因とからざる。

### ハゲンバッハ ビショップ式

C. Hagenbach-Bischoff 式算出法 ニの方法はハゲンバッハビショップが一八九二年に瑞士のバーゼルの選舉革新協會から出版したパンフレットに於て主張したものであつて、現在不ス聯邦・ベルン・ジュネーブ等並に白耳義の一端独乙のバイエルン・諾威に於ける地方議會選舉等に於ける。

ニの方法は有権者数の多い場合、殊に多數の議員数を分配するを要す場合に於て、ドント・式口其手続が稍々複雑となるが、此の方法を用ゐることによつて、その手数を省くことが出来るのである。要するに大なる選舉區に於ける面倒くる議席の配當手續を緩和先かために考案せられたものである。其方法はヘア・式スケドーループ式の計算法を以て當選商数を算出して、ニルに基きて各名簿に對して議席配當を処す。此の場合單純當選点に依りドーループ式に於ける又投票總数を議員定数に一を加へたる数を以て割り、其商と當選商数とするし、第一次議席配當に關しては、同一であつてその後に於ける残余議席の取扱に付て根本的の相異がある。即ちハゲンバッハ・ビショップ式に於ては、残余議席は第一回の配當に於て各党が取得せる議席の数に各一一配當せられた議員のないときは一）を加へ、之を以て各党派の得票数を夫々割つて其商の大きさ党派に残余議席一箇を附與行き、尚且未配當議席がありとすれば、更に同一の手續を繰返すのであ

る。例へば議員定員五名、投票總数九十九票にて、當選商數は一五  
四票であり、甲党三四一票、乙党二六七票、丙党二〇六票、丁党一〇五票  
の得票あつたとする。

$$\begin{array}{ll} \text{甲} \text{ 倍} & 341 : 154 = 2.2 \\ \text{乙} \text{ 倍} & 267 : 154 = 1.75 \\ \text{丙} \text{ 倍} & 206 : 154 = 1.34 \\ \text{丁} \text{ 倍} & 105 : 154 = 0.68 \end{array}$$

となつて議席一箇も未配當に終る。故に之を更に

$$\begin{array}{ll} \text{甲} \text{ 倍} & 341 \div (2+1) = 113 \\ \text{乙} \text{ 倍} & 267 \div (1+1) = 133 \\ \text{丙} \text{ 倍} & 206 \div (1+1) = 103 \\ \text{丁} \text{ 倍} & 105 \div (0+1) = 105 \end{array}$$

其商の最も大なる乙党に第五の議席は配當せられて、甲=乙=丙の割合となる。此場合に於ける乙党の商がその當選商數となるのである。右の如く此の方法によるとドント式に於けるが如き運算上、労と除くことよりたるものであつて多數の議員數を分配する大選舉區に於ける著しく手数を省くことが出来る。

ルッペ・ペルツキ式

d. Luppé-Perruchet 算出法

議員定数に一を加へたる数を以て除す當選標準數を算出。此標準數を基にして議席の配當とし、残余議席の生れたる場合に直に之と其選舉區に於て處分せず、當該選舉區に於て分配し得られなかつた議席数と各党の有する其端数と何れか他の選舉區に於ける同様の議席数及各党の端数と合算し、その結果に基き新なる議席を配當する方法である。即ち二段組織又は三段組織の重複選舉區制、組織の下に小なる選舉區に於て未配當とし、残存する議席と残余投票とを何等一層大なる選舉區に屬するものにて用ひ計算せらる。現在に於て此の方法を採用する國とは、オーストリア・バイエルン・テエックスロバキア等である。この式はドント式と、或ハニク式とヘーラ式と、又はこの式とハゲンバッハビショップ式とを併用して居る國もある。要するに此方法は簡單でなく、死票又は端数投票が殆んど完全に活用せらるるのである。一層比例代表の精神に適應する形態と謂ふ。

乙、固定式當選商數法 移動式に於ては當選商數は投票總數が變動するに従て席に変動するに反して、固定式當選商數法は當選商數は席に一定であり、投票總數の變化に従て議員數が異る來る方法である。

この方法は相當古くから論議せられたものであつて、Campagnole, Burckhardt等によつて主張せられたが、この方法が立法として認められたのは一九一九年のバーデン憲法を以て其嚆矢となり、故にシミバーデン式又は自動式固定商數法（das system des automatischen und festen Wahlgremiumen）と呼ばれる。其後一九二〇年の独逸聯邦法がこれを採用した。この方法は全國に一般の場合と同様に多數の選舉區に分かれ、此等の選舉區を基礎として選舉を行ひ、當選商數は全國劃一的に法律を以て定めて、各政黨名簿の得票數がこの當選商數に達する毎に一議席を配當し、二ルによつて生じたる端數投票を有效に處理する等に數個の選舉區を合併したる選舉區聯合に於て之を総合し、その結果に對して亦この當選標準數を基礎として議席を配當する。而して多くの場合、二數或は三數の重複選舉區制を採用してゐる。右の結果として全國より選出せらるゝ議員の定数はなく、有效投票の多寡に依て議員總數は増加し或は減少する。要するに議員數は選舉毎に其投票數に比例して決定せらるるのである。

この自動式議席配當法に付ては賛否両論があるが、その賛成論は（ア）各党派の勢力が最も比例的に議會に代表せらる。、（イ）議員の定数は故選舉區に於ける議員定数割當上、不公平が生じない。、（ウ）著しく計算上の勞を省くことが出来る。、（エ）小教黨も全國的に計算せらるる結果、その代表者を選出しえる事であり、これに對する批難は（ア）各選舉區に於ける人口が無視せらるる結果、議員數と人口数が比例しない。、（イ）小國に於ける議員數に変動が生ずることは實際に議會政局を行子上に不便である。、（ウ）極端り小党小立の弊に陥る虞がある事である。

## 三、單記移讓式比例代表法

## 名簿式比例代表法の比較

六二

比例代表法の主なる目的は謂ふまでもなく總ての選舉人の投票を成るべく有效に役立たしめと言ふ点に在る。單純なり多數決主義に依るときは少數者、投票口多くの場合無効同様所謂死票となり、其の意見が適當に議會に反映しない缺點を有するに對て、比例代表法はこの缺點を排除して得票数と當選議員数との割合に比例關係を持たせ代表分布の公正を期せんとするが其の主眼である、而して其の主なる方法として單記移讓式と名簿式が案出せられたが、今此の兩者に就て考究吟味して見る。

勿論名簿式比例代表法を採用するにても、單記移讓式比例代表法に依るにても、孰れの場合に於て夫々各國に於ける從來の政治理傳統並に政治的狀態に因るものであつて、それを廣外視する比例代表法と自体の優劣のみを觀て、直ちにその國に當嵌ゆることは出來ない。歐洲大陸の諸國が一般に

名簿式比例代表法を採用し、英國及び其系統に屬する諸國ハ單記移讓式を推稱する所以歟上の理由に基くものと謂はねばならぬ。

原則より名簿式比例代表法は政黨を基礎とするのであり、單記移讓式比例代表法は人を以て基礎とするのである。名簿式は於て議員候補者、名簿が政党政派に依らず作成せられて、選舉人は其範圍内に於て選擇の自由と認められるに過ぎない。即ち政党本位であつて、選舉人は自己の投票が何人の當選に役立たぬかは政党に一任するのである。殊に現行強制選舉法の如き、最正強制名簿式の如きは全然政党本位である。然るに單記移讓式は人に投票するのであって、議員候補者に對する選舉人、自由選擇と認めて、選舉人は常に投票を允許し、選舉官は選舉人の意思に従つて投票と移譲するに過ぎない。

併しも比例代表法の目的の一たる總ての選舉人、投票を成りべく有效に役立たしめる点を見て名簿式と單記移讓式の兩者を考察して見ると、單

記移讓式は通常ドループ式算出法によつて選舉が行はれてゐる。第一に當選標準數を決定して、之に達するに依て議席を分配し、若し候補者の得票數が當選標準數を超過した場合は、其の剩餘投票を順位に選舉人の指定に従つて、次の候補者に移讓するのであって、斯くて剩餘投票を全部處分する後は於ても、議席の全部を分配し得ない場合、最低候補者の得たる得票より順位に選舉人の指定に従つて他の候補者に移讓するのである。故に投票を比較的有效に利用するとか出來て少數黨に對しても相當の議席を與へることが可能と謂へる。

名簿式に於てドント、又はハゲンバッハビシヨフ式と基礎として議席の分配を行ふとすれば、當選商數即議席分配の基數を以て各党派の得票数を除いた商數に従つて、各名簿に議席を分配して、其剩餘投票は端數として之を切捨てるから比較的多數党に有利であつて、少數黨に不利である。投票の移讓は常に同一名簿上の候補者間にのみ行はれるのであって、單記移讓式

の如く全く選舉人の自由意思に従つて何人にも移讓出来るのでなければ、故に此關係から各名簿が端數として無視せらるる無代表投票が可成多く生ずるのである。換言すれば各党が一名の議員を選出する席に必要とした投票の割合に於ては常に或々不公平が存するのであって、前にも述べた如く通常少數黨に不利益の結果となる、故に無代表投票の生ずる上に於ては大差はないに一過し、結果から言へば單記移讓式がより比例的であらうと謂つる。

名簿式比例代表法に於て、無代表投票が比較的多數生ずる時は端數を無視した結果に外ならぬ。此の缺點を救ふ方法として重複選舉區制度が案出せられて居る。此の制度の採用によつて結果は大に異つて来るであつて、無代表投票数は著しく減りゆるのである。この重複選舉に於て、第一次の選舉區に於て端數となつた投票は更に大さな地方聯合選舉區又は全國を一選舉區として之を合計する一定の標準數に達する毎に一個の議席を分配するのであるから、この方法に從ふときは、一地方選舉區に於て生ずる無代表投票の数と略等しい数が、全國

印から聯合選舉區に於て生ずる關係になり、無代表投票を出來得る限り歎くすると言ふ目的から言へばニカ重複選舉區制度の名簿式比例代表法が適當である。蓋し歐洲に於て此の制度と採用した理由は、もニルに基くものと謂へる。

ハゲンバッハ・ビニヨフの案出にからず法の二個の党派の名簿式比例代表法が適當で名簿提出の協定によつて、其得票数に相當する議席の配分を受けるとする方法も少數党の不利益を排除せんとする精神に出てたるものであるが、此の方法に於ては例へば甲党と乙党が合併した場合、甲党の選舉人が甲党の候補者に投票するなどによって、乙党の候補者を援助するなどなり、又之と反対に乙党の選舉人が甲党の候補者を援助するなどなり、其結果甲党及乙党の選舉人中に於て此の如き共同名簿に投票するなどを忌避する者を生むるニシガあり得る譯である。

次に單記移讓式並に名簿式に加へられた非難に就て考へて見るに、兩者の缺点、一部は既に述べた通りであらうが、その他のヨツを擧げて見れば、單記移讓式の剩餘投票移讓の際に偶然の支配が加はると云ふのであつた。勿論偶然の支配又は辛

統上の僕侍は之を極力排除しなければならない。而して此の偶然の支配はグレゴリーオを採用することによつて大体之を除くことが出来るのである。併しグレゴリーオに従ふと、全然不公平が存しないとは謂ひ得ない。例へば剩餘投票を有する候補者が二名存す場合に其の何れの候補者、剩餘投票から移讓して行くかに依つて低位の候補者の當落に大きな關係が生じて来る。

單記移讓式特徵は選舉人が議員候補者と自由に選擇を投票と齊一得る点にある。單記移讓式を賛成する者は此方法を推称する主なる理由は此の点にある。勿論選舉人に對して候補者選擇の自由と認められることは、希望たりことは妥當でない。蓋し此種の自由と認めるに恐らく名簿式に於けるハナシヤージュを認む場合と同様選舉人の最も欲する候補者を選ましめると言ふに於て、是に依て第一流の候補者と選出せらるることを予想するかと考へうのであらうか、今日の議會選舉に於て選舉が人物本位に立つべきことを主張し、政見を

無視してよいと人あると十人ば、其の人は明かに今日の議員選舉の正當な意義を忘れたものと謂ひ得る。殊に選舉人が第一に自派の候補者を擇み、次に反対党の候補者を擇むとし、此場合にも其人は常に反対党候補者中の最良の人を擇ふものと考へると十人ば、それは餘りに實際に近遠か考察を行はずともと謂はねばならない。加之選舉人自身に候補者全體の順位を附せめると言ふことは、選舉人に其選擇能力のあることを前提として居ることも見らるべきであるが、然るに實際に於て選舉人の多數は或る黨派にむける一二有力なる候補者に就ては大体其選擇を誤らないであらうが、總ての候補者に就て同様に正確に選擇し得るものではない。此点から言つて候補者の選擇を選舉人に一任する者は寧ろ之を大体政党に一任する方が遙かに妥當なる結果を得らるものと言ふべきである。

現在の選舉の如く、各政党に依て一定の問題が提出せらる、此問題を中心として選舉がなさる場合に於て併し選舉の最も重大なる意義が恰も茲に存するとなすき場合に於て其最良の代表者とは、自己の賛成する党派にむける最良の

代表者でなければならぬ。實際に於ては單記移讓式の場合に於て其候補者がアルファベット順に記載せられて居るに保はらず、選舉人の大多數が通常同一党派の候補者を選択し順位を付すと言ふ事実は統計的明かに示すところである。單記移讓法が兼認せられて居るに却て此事実に依るものと思はれる。

以上が單記移讓式に対する非難の重なるものであるが、次に名簿式に就て反対意見を綜合するに次づ如くである。

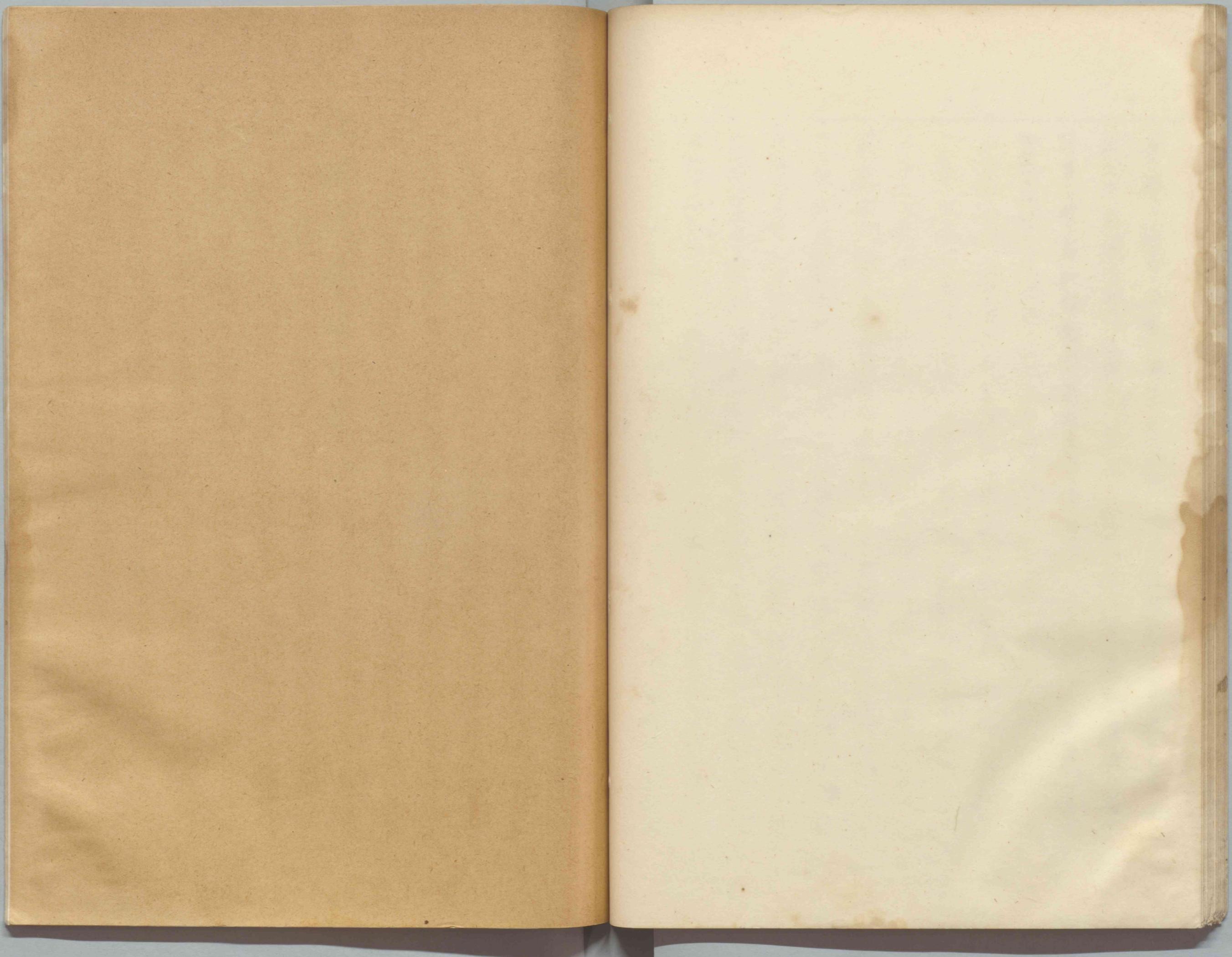
名簿式比例代表法は人に投票するにあらずして党派にすらないのであって、政党本位である。政党が近代代議政治に於て極めて重大なる意義を有して居ると言ふことは何人も否寧ろい。代議政若は實際に於て政党を基礎としなければならぬ。代議政若の進歩は畢竟うちに政党の向上癡達に待たねばならぬ。政党の向上癡達のためには政党が人物人材を吸收する作用が間断なく行はれなくてはならない。人に投票するのであれば、人物人材に投票が集積するは自然の理である。人物人材が政党に集中して政党そのものが不斷に改善せらるなくてはならない。故に人に投票する謂ふ二にけ

代議政若の根本義とナリ。殊に我國現在、如く政界革新、党弊打破、選舉累々、腐敗墮落と云ふやうな極端なる非難さへも叫けりて、或は國民を立憲政若の前途に疑惧、心を懷ケテ、酷きは議會政若そのものを否認せんとする傾向ナヘ、必ずしもないとは言へない現状に於て、政党の作成に係る候補者名簿に投票を施する名簿式、人材人格者、政界進出を阻止し、選出議員の素質を低下せしめ、選舉の自由を束縛し、選舉の公正を害すものである。殊に独創的流の最正直制名簿式に至つては候補者の選定は全く政党幹部の掌中に帰る。國民は唯々虚権を握るに至つてゐる。独逸の選舉法は相當に成績を挙げたことは事実であらうが、今日に於ては該選舉法は行詰り種々の改正論が唱へられてゐる。即ち大選舉區制に對する不満と選舉人候補者との疎隔と言ふやうな問題が盛に論議せられて居る。之の名簿式に於て當然起る問題と謂ふべきである。

選舉人の自由選擇を束縛して居る拘束主義の名簿式と採用して居る諸選舉人、自由選擇と束縛して居る拘束主義の名簿式と採用して居る諸選舉人の於て何等か方法に依る二カ關係を緩和せんとして、廣く候補者選擇の自由を各選舉人に附與えども、パナシヤージュ所謂自由組合せが案出せられた。瑞西に於ける如きはそれである。然るに此の方法は從來往々にて逆用せられて反対黨の首領を射落すの具に供せられて、所謂「頭切り」に濫用せられて、之を防ぐ方法として聚積投票と許容して各党派の領袖の當選を保障して居るのである。斯かる問題は單記移讓式に起らぬ。と名簿式反対論者が說いて居る。

次に單記移讓式と名簿式に於ける手続の難易の問題にせられ。比例代表反対論者もその理由として選舉手続の複雑と擧げて居る。併し両者孰れの場合に於ても予め作成せられた候補者名簿に對するに記號を付し、又は順位を記入するに過ぎないのであって、選舉人の立場から見れば共に其手續は簡單である。此矣は両者の間に優劣を決する程の著しい差異はないが、議席の分配並に當選の決定をやするために、選舉官に依て行はる手続は多少複雑であることは明瞭である。両

者に對する種々なる非難を除くとすれば勢ひ一層複雑にならニトキ免れか。手  
続に就て両者中何が複雑であるかと言へば、按分比例或は移譲價值によつて  
計算を行ふ單記移譲が複雑であらう。然しこれとても甚だしく差異があると  
は言へない。



國政研究會

比例代表法の長所

比例代表の研究 第三輯

昭和八年六月 日

## 比例代表法の長所

一、國民の政治上の意見をそのまま、大小、廣狹に應じて比例的ニ議會に反映せしめ、眞の國民代表の実を示すこと。

比例代表法は一定數毎に一名の議員を選出せしめる方法であつてから小數党も亦必要數に達する投票を得ることによつて、比例的ニ等しく其候補者を當選せしめ、眞に國民の意見を反映せしめるニヒにすから、小選舉區の場合、如き無代表投票に終る場合は非常に少々なる。

森口博士

「比例代表法の研究」

江木博士

「比例代表の話」

二、選舉の弊害を著しく減へ、選舉の弊を廓清することを期待  
一得ること。

從來の我國の選舉は可なり腐敗し、其弊害は最も甚しき  
点は投票の買收、個人的財情託が陰密の間にに行はれてゐるこ  
とである。

然るに比例代表法、就中名簿式に於ては、黨派の存在を前提として選舉を行ふのであって、各黨派の得たる票数を基礎として、一定數毎に各黨派に對して比例的に議席を分配するのであらから、買收の效果を少くし、從つて買收を原因とする選舉の腐敗を一掃する效果を有つものである。

他の選舉方法に於ては、候補者の當落を決定するには比較的僅かの差に依る場合が多い。少數の得票が直接自己の當落に影響するのであるから、各候補者が其當選を確実にである。

する等に投票を買收又は利益の提供によつて、浮動投票を集めることに熱中するに至るは人情が當然に然からるものである。

而して此種の買收が一般政界腐敗の原因となり、議會政治をいかに深刻に毒してゐるかは言ふまでもない。

然るに比例代表法に於ては各政黨に對して、其得たる票数を基礎として一定數毎に議席を分配するのであるから、假に或候補者が少數の投票を買收した處が未だ確実に自己の利益の為に働くものとは限らないから、危険を冒して個人的な買收を行ふ候補者は殆んどなくなる筈である。

從つて個人本位の利己的な競争や同志討も自然減少するし個人本位の競争に當然伴ふ投票買收を原因とする種々な  
3. 農害も弊い少なくなる。

美濃部博士

「改造」六卷壹號

## 三、選舉費用が著しく底減せらる。

從來の如く候補者が個人として運動する必要が全くなくなり、集團的勢力を以て運動するのであるから、同一黨派に属する者は相聯合して其運動を共同に、各選舉人に發送する推薦狀なども同一黨派に属する数人の候補者が連名で發すことが出来る。其結果從來は一人の負擔であった選舉費用だけを以て数人の共同の費用を充たす餘りあることは當然期待し得べき所である。

江木博士 「比例代表の話」

美濃部博士 「改造」六卷壹號

小野塚博士

「現代政治の諸研究」

## 四、選舉の争が著しく公正正大となり、選舉を平穏裡に紳士的に行は一める。

各政黨を中心として主義政見を本位としての争とはろから、通常の單記投票法の如く個人中心に其當落が問題とされるのではない。個人と個人との対立を離れて、政黨と政黨の争となり、対抗となる。従つて個人的争が憎悪又は敵愾心は當然に減少する。そして野蠻なる争鬭を一掃することによって倫理的かつ一種の清新の氣分が選舉界に溢きることが當然に豫想せらる。

一部の人々は現に右耳義に於ては比例代表法を実行した結果は此豫想通り最も理想的なる狀態を齎らいたと主張してゐる。又瑞

西に於ても同様の效果を示してゐる。

森口博士

「比例代表の研究」

美濃部博士  
「改造」六巻壱號

五、各黨派に於ける最も有能なる人々に對し、議席を安全に保障せしめ送出せらるたる議員の素質を向上せしめる。

大選舉區制度が小選舉區制度の下に於けるよりも、大人物の當選を比較的容易ながら一めうことは否定すべきである。然るに比例代表法は大選舉區制度の下に行はれ、一定数を得ることによつて當選するのであるから、各政黨の有力なる候補者の當選一得り可能性を一層増加するものである。

殊に名簿式比例代表法は各候補者の名簿上の順位は政黨が

豫め之を決定するのでありから、政黨の有力なる候補者を先順位に置く事は言ふまでもない。從つて有力なる候補者が當選一得る可能性は益々増加するものと謂はねばならない。各政黨に於て其指導者である有力なる候補者が殆んど例外なく當選するものとせば、議會の水準は勢ひ高まるべくを得ない譯である。

現に右耳義に於ては、比例代表法を採用した後の第一回の總選舉に於て、議員に選出された議員の素質は其以前の十年間乃至二十年間にに行はれた何れの總選舉によつて選出せられた議員の素質よりも良く、辯護士、新聞記者、教授又は政治家としての第一流の人物を最も多く擧げることを得て、議會に於ける有力なる闘將と有能なる法律家とを網羅したと言はれる。又瑞西に於ては、比例代表法を採用すると共に、多數代表法の弊に不都合にも、政界から驅逐せられてゐた有能なる領袖を再び當選せしめ得たり事

実あるのみならず、人格的・尊敬すべき人々が選出せられた言はれてゐる。

森口博士 「比例代表法の研究」

江木博士 「比例代表の話」

小野塚博士 「現代政治の諸研究」

六、選舉が主義政見を中心として行はれるやうにぎり、又議會に於ける論議は眞面目とす。國民の眞の意思、眞の發言が議會に反映する。比例代表法は黨派に投票を行ふのであるから、各政黨は何れも鮮明に其の政綱政策を示し、多數の選舉人と共鳴せしめ自派に投票せしめんとする結果、第一に選舉が政見本位に行はれ、やうになり、第二に政黨それ自身を鮮明に、主義政見に基く團体たらしめ、第一に各政黨が議會に於て、又は内閣を組織して實際政治を行ふに當り、其主義、政見に忠實に、政局的には有責任に行動せらるること、なる。

森口博士 「比例代表の研究」

江木博士 「比例代表の話」

七、候補者選擇の範圍廣き故に各選舉人の自由意思は尊重せらる。(主として單記移讓式の場合)

江木博士 「比例代表の話」

小野塚博士

「現代政治の諸研究」

八、多數派に其勢力に相當する以上、議員を與へず、從つて議會に於て横暴を逞しくするの機會を減少す。

小野塙博士

「現代政治の諸研究」

九、多數派として不相當なる大多数の議員を送出せんが為に、若くは少數派として不相當に多數の議員を送出せんが為に、種々權謀術策を弄するの誘惑を大に減少せしむ。

小野塙博士

「現代政治の諸研究」

十、棄権者を減少せしむ。

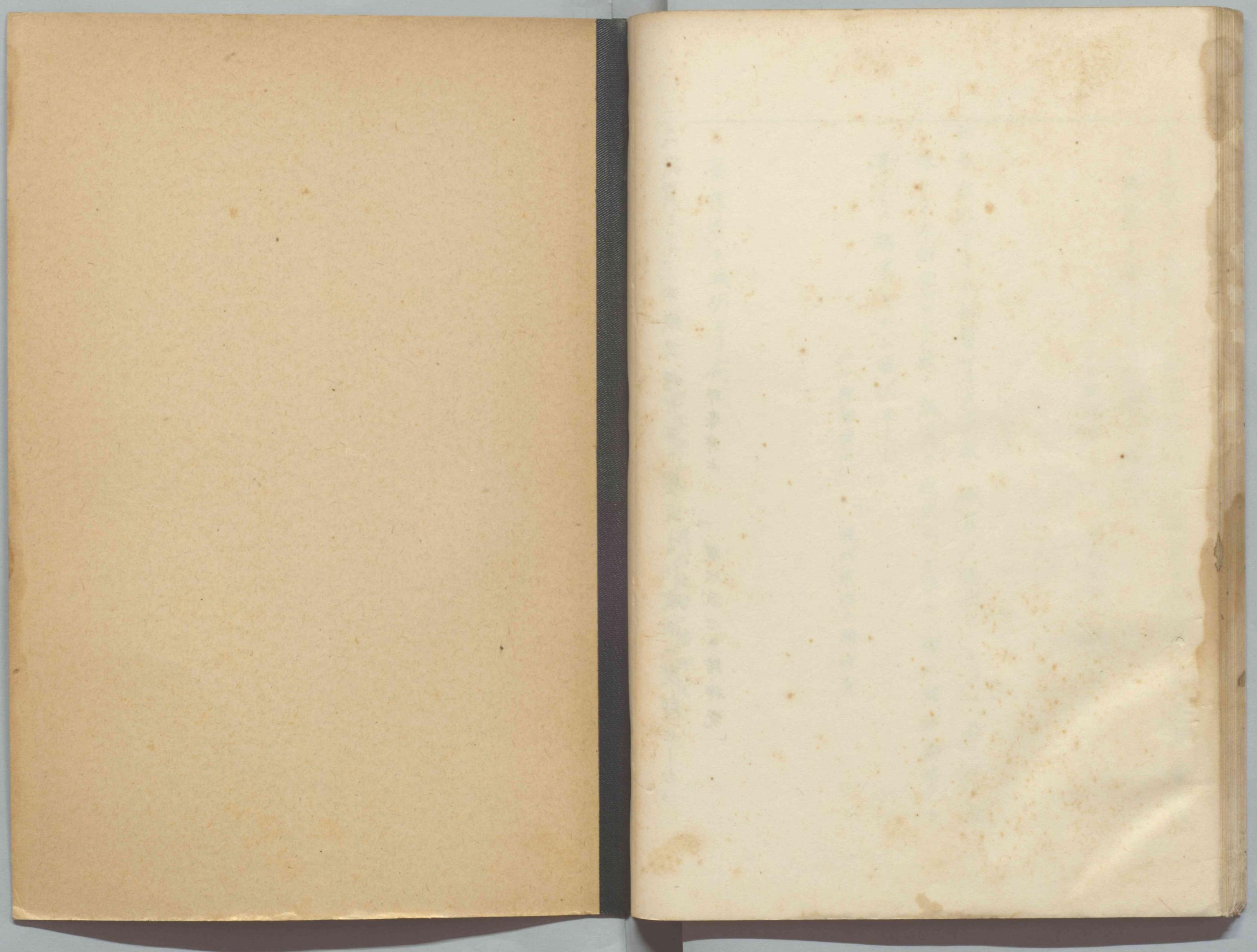
小野塙博士

「現代政治の諸研究」

一一、議員として、金錢及權力等の壓迫より比較的には脱却せしむ。

小野塙博士

「現代政治の諸研究」



群馬県立図書館



0706374-6

官書